

第二百四回国会

参議院議院運営委員会会議録第三十四号

令和三年六月四日(金曜日)

午前九時四十分開会

出席者は左のとおり。

委員長
理事

水落 敏栄君

高橋 克法君

長谷川 岳君

山下 雄平君

森本 真治君

吉川 沙織君

竹谷とし子君

東 徹君

浜野 喜史君

倉林 明子君

委員

岩本 剛人君

加田 裕之君

清水 真人君

本田 顕子君

三浦 靖君

宮崎 雅夫君

森 まさこ君

山田 太郎君

木戸口英司君

鉢呂 吉雄君

横沢 高德君

下野 六太君

高橋 光男君

石井 章君

田村 まみ君

山東 昭子君

小川 敏夫君

議長
副議長

事務局側

事務総長

事務次長

議事部長

委員部長

記録部長

警務部長

庶務部長

管理部長

国際部長

国立国会図書館側

館長

総務部長

岡村 隆司君

小林 史武君

金子 真実君

金澤 真志君

中内 康夫君

大蔵 誠君

加賀谷ひろ君

伊藤 文靖君

三澤 康君

吉永 元信君

片山 信子君

本日の会議に付した案件

○国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○国会職員の給与等に関する規程及び国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正に関する件

○参議院職員等苦情処理規程の一部改正に関する件

○国立国会図書館職員苦情処理規程の一部改正に関する件

○国会議員の秘書の退職手当支給規程の一部改正に関する件

○本日の本会議の議事に関する件

○委員長(水落敏栄君) ただいまから議院運営委員会を開会いたします。

まず、国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案を議題といたします。

事務総長の説明を求めます。

○事務総長(岡村隆司君) 便宜私から御説明申し

上げます。

本案は、政府職員に準じて、国会職員の定年を段階的に六十五歳に引き上げる等の措置を講じようとするものでございます。

○委員長(水落敏栄君) これより採決を行います。

〔賛成者起立〕

○委員長(水落敏栄君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(水落敏栄君) 御異議ないと認め、さよう決定します。

○委員長(水落敏栄君) 次に、国会職員の給与等に関する規程及び国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正に関する件、参議院職員等苦情処理規程の一部改正に関する件、国立国会図書館職員苦情処理規程の一部改正に関する件及び国会議員の秘書の退職手当支給規程の一部改正に関する件の四件を一括して議題といたします。

事務総長の説明を求めます。

○事務総長(岡村隆司君) 御説明申し上げます。

まず、国会職員の給与等に関する規程及び国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正に関する件でございますが、本件は、政府職員に準じて、六十歳を超える国会職員の給与等について所要の措置を講じようとするものでございます。

次に、参議院職員等苦情処理規程の一部改正に関する件及び国立国会図書館職員苦情処理規程の一部改正に関する件でございますが、両件は、国会職員法の改正に伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

最後に、国会議員の秘書の退職手当支給規程の一部改正に関する件でございますが、本件は、国家公務員退職手当法の改正に伴い、所要の規定の整理を行うものでございます。

以上でございます。

○委員長(水落敏栄君) これより採決を行います。

まず、国会職員の給与等に関する規程及び国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正に関する件につきましては、ただいまの事務総長説明のとおり改正することに賛成の諸君の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○委員長(水落敏栄君) 多数と認めます。よって、さよう決定いたしました。

次に、参議院職員等苦情処理規程の一部改正に関する件につきましては、ただいまの事務総長説明のとおり改正することに賛成の諸君の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○委員長(水落敏栄君) 多数と認めます。よって、さよう決定いたしました。

次に、国立国会図書館職員苦情処理規程の一部改正に関する件につきましては、ただいまの事務総長説明のとおり承認することに賛成の諸君の起立を願います。

〔賛成者起立〕

○委員長(水落敏栄君) 多数と認めます。よって、さよう決定いたしました。

次に、国会議員の秘書の退職手当支給規程の一部改正に関する件につきましては、ただいまの事務総長説明のとおり改正することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長（水落敏栄君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長（水落敏栄君） 次に、本会議における調査会の中間報告に関する件を議題といたします。

去る二日、国際経済・外交に関する調査会長から国際経済・外交に関する調査の中間報告書が、国民生活・経済に関する調査会長から国民生活・経済に関する調査の中間報告書が、また、資源エネルギーに関する調査会長から原子力等エネルギー・資源に関する調査の中間報告書が、それぞれ提出されました。

つきましては、本日の本会議において、各調査会長からこれらの報告を聴取することにいたしましたと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長（水落敏栄君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長（水落敏栄君） 次に、本日の本会議の議事に関する件を議題といたします。

事務総長の説明を求めます。

○事務総長（岡村隆司君） 御説明申し上げます。本日の議事は、最初に、日程第一 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案の趣旨説明でございます。

小此木国務大臣から趣旨説明があり、これに対し、和田政宗君、木戸口英司君、三浦信祐君、柴田巧君、大塚耕平君、田村智子君の順に質疑を行います。

次に、日程第二ないし第四を一括して議題とした後、外交防衛委員長が報告されます。採決は二回に分けて行います。まず日程第二を採決し、次いで日程第三及び第四を一括して採決いたします。

次に、日程第五について、災害対策特別委員長が報告された後、採決いたします。

次に、日程第六について、内閣委員長が報告された後、採決いたします。

次に、日程第七について、国土交通委員長が報告された後、採決いたします。

次に、日程第八について、環境委員長が報告された後、採決いたします。

次に、日程第九について、総務委員長が報告された後、採決いたします。

次に、日程第一〇について、厚生労働委員長が報告されます。次いで、打越さく良君、倉林明子君各々十分の討論の後、採決いたします。

次に、先ほど本委員会を議了いたしました国会職員法及び国家公務員退職手当法改正案の緊急上程でございます。まず、本案を日程に追加して議題とすることを異議の有無をもってお諮りいたします。異議がないと決しますと、議院運営委員長が報告された後、採決いたします。

次に、国際経済・外交に関する調査、国民生活・経済に関する調査及び原子力等エネルギー・資源に関する調査の中間報告でございます。これらは、その都度、中間報告を聴取することを異議の有無をもってお諮りいたしました後、それぞれ調査会長が報告されます。

なお、本日の議案については、いずれも起立採決いたします。

以上をもちまして本日の議事を終了いたします。その所要時間は約二時間五十十分の見込みでございます。

○委員長（水落敏栄君） ただいまの事務総長説明のとおり本日の本会議の議事を進めることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕

○委員長（水落敏栄君） 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、予鈴は午前九時五十五分、本鈴は午前十二時でございます。

暫時休憩いたします。

午前九時四十七分休憩

〔休憩後開会に至らなかった〕

〔参照〕

国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案要綱

第一 国会職員法の一部改正

一 定年前任用短時間勤務職員の任用等

1 各本属長は、年齢六十年に達した日以後に国会職員法の規定により退職（事務総長及び常任委員会専門員等、法制局長並びに国立国会図書館の館長及び専門調査員並びに臨時の職員等が退職する場合を除く。）をした者（以下「年齢六十年以上退職者」という。）を、両議院の議長が協議して定めるところにより、従前の勤務実績その他の両議院の議長が協議して定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（指定職を除く。以下同じ。）に採用することができるものとする。ただし、その者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める国会職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における第十五条の六第一項に規定する定年退職日をいう。以下同じ。）を経過した者であるときは、この限りでないものとする。

2 1により採用された国会職員（以下「定年前任用短時間勤務職員」という。）の任期は、採用の日から定年退職日相当日までとすること。

3 各本属長は、年齢六十年以上退職者のうちその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日を経過していない者以外の者を当該短時間勤務の職に採用することができず、定年前任用短時間勤務職員のうち当該定年前任用短時間勤務職員を昇任し、降任し、又は転任しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日を経過していない定年前任用短時間勤務職員以外の国会職員を当該短時間勤務の職に昇任し、降任し、又は転任することができないものとする。

4 各本属長は、定年前任用短時間勤務職員を、指定職又は指定職以外の常時勤務を要する職に昇任し、降任し、又は転任することができないものとする。

5 定年前任用短時間勤務職員が、年齢六十年以上退職者となった日までの引き続き国会職員としての在職期間又は1によりかつて採用されて定年前任用短時間勤務職員として在職していた期間中に職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき等においても、懲戒の処分を受けるものとする。

（第四条の二及び第二十八条関係）

二 管理監督職勤務上限年齢による降任等

1 各本属長は、管理監督職（指定職その他管理又は監督の地位にある国会職員が占める職のうち両議院の議長が協議して定める職（その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより1を適用することが著しく不適当と認められる職として両議院の議長が協議して定める職を除く。）をいう。以下同じ。）を占める国会職員でその占める管理監督職に係る管理監督職務上限年齢に達している国会職員について、異動期間（当該管理監督職務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の四月一日までの間をいう。以下同じ。）（五の1から4までにより延長された期間を含む。以下1において同じ。）に、管理監督職以外の職又は管理監督職務上限年齢が当該国会職員の年齢を超える管理監督職（以下これらの職を「他の職」という。）への降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）をするものとする。ただし、異動期間に、国会職員法の他の規定により当該国会職員について他の職への昇任、降任若しくは転任をした場合若しくは同法以外の法律の規定により他の職に任用した場合又は七により当該国会職員を管理監督職を占めたまま引き続き勤務させることとした場合は、この限りでないものとする。

2 1の管理監督職務上限年齢は、年齢六十年とすること。ただし、次に掲げる管理監督職を占める国会職員の管理監督職務上限年齢は、次の年齢とすること。

イ 事務次長、法制次長及び国立国会図書館の副館長並びにこれらに準ずる管理監督職のうち両議院の議長が協議して定める管理監督職 年齢六十二年

ロ イに掲げる管理監督職のほか、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより管理監督職務上限年齢を年齢六十年とすることが著しく不適当と認められる管理監督職として両議院の議長が協議して定める管理監督職 六十年を超え六十四年を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める年齢

3 1による他の職への降任又は転任（以下「他の職への降任等」という。）を行うに当たって各本属長が遵守すべき基準に関する事項その他の他の職への降任等に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定めるものとする。

4 他の職への降任等は、苦情の処理の対象となる降給又は降任に該当しないものとする。

（第十五条の二及び第十五条の八関係）

三 管理監督職への任用の制限

各本属長は、採用し、昇任し、降任し、又は転任しようとする管理監督職に係る管理監督職務上限年齢に達している者を、その者が当該管理監督職を占めているものとした場合における異動期間の末日の翌日（他の職への降任等をされた国会職員にあつては、当該他の職への降任等をされた日）以後、当該管理監督職に採用し、昇任し、降任し、又は転任することができないものとする。

（第十五条の三関係）

四 管理監督職務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の適用除外

二及び三は、法律により任期を定めて任用される国会職員には適用しないものとする。

（第十五条の四関係）

五 管理監督職務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例

1 各本属長は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める国会職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該国会職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内（当該期間内に第十五条の六第一項に規定する定年退職日（以下「定年退職日」という。）がある国会職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。3において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める国会職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができるものとする。

イ 当該国会職員の職務の遂行上の特別の事情を勘案して、当該国会職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として両議院の議長が協議して定める事由

ロ 当該国会職員の職務の特殊性を勘案して、当該国会職員の他の職への降任等により、当該管理監督職の欠員の補充が困難となることにより公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として両議院の議長が協議して定める事由

2 各本属長は、1又は2により異動期間（これらにより延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める国会職員について、1のイ及びロに掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある国会職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。4において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができるものとする。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該国会職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日か

ら起算して三年を超えることができないものとする。

- 3 各本属長は、1により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職（指定職を除く。以下3及び4において同じ。）であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として両議院の議長が協議して定める管理監督職をいう。以下同じ。）に属する管理監督職を占める国会職員について、当該国会職員の他の職への降任等により、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の欠員の補充が困難となることにより公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として両議院の議長が協議して定める事由があると認めるときは、当該国会職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている国会職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該国会職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができるものとする。

- 4 各本属長は、1若しくは2により異動期間（これらにより延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める国会職員について3の事由があると認めるとき（2により延長された当該異動期間を更に延長することができることを除く。）又は3若しくは4により異動期間（1から4までにより延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める国会職員について3の事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができるものとする。

- 5 1から4までに定めるもののほか、これらによる異動期間（これらにより延長された期間を含む。）の延長及び当該延長に係る国会職員の降任又は転任に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定めるものとする。

六 定年による退職

- 1 国会職員の定年を年齢六十五年とすること。ただし、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより定年を年齢六十五年とすることが著しく不適当と認められる職を占める国会職員として両議院の議長が協議して定める国会職員の定年は、六十五年を超え七十年を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める年齢とすること。

- 2 1の定年は、令和五年四月一日から令和十三年四月一日までの間、段階的に引き上げるものとする。

七 定年による退職の特例

五の1から4までにより異動期間（これらにより延長された期間を含む。）を延長した国会職員であつて、定年退職日において管理監督職を占めている国会職員については、定年により退職すべきこととなる国会職員の職務の遂行上の特別の事情を勘案して、当該国会職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由等として両議院の議長が協議して定める事由があると認めるときであつて、かつ、五の1又は2により当該定年退職日まで当該異動期間を延長した場合に限り、定年退職日の翌日以後も引き続き勤務させることができるものとし、当該期限は、当該国会職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができないものとする。

（第十五条の七関係）

八 定年退職者等の再任用

定年退職者等の再任用に関する規定を削除するものとする。

（改正前の第十五条の四及び第十五条の五関係）

九 任用、給与及び退職手当に関する情報の提供並びに勤務の意思の確認

各本属長は、当分の間、国会職員（事務総長及び常任委員会専門員等、法制局長並びに国立国会図書館の館長及び専門調査員並びに臨時の職員等を除く。以下九において同じ。）が年齢六十年等に達する日の属する年度の前年度において、当該国会職員に対し、両議院の議長が協議して定めるところにより、当該国会職員が年齢六十年等に達する日以後に適用される任用、給与及び退職手当に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

（附則第七項関係）

第二 国家公務員退職手当法の一部改正

一 退職手当の基本額に係る特例

- 1 当分の間、第四条第一項の規定は、十一年以上二十五年未満の期間勤続した国会職員であつて、六十歳（次に掲げる者にあつては、次の年齢）に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第二項の規定に該当する者を除く。）に対する

退職手当の基本額について準用するものとする。

イ 第一による改正前の国会職員法（以下「旧国会職員法」という。）第十五条の二第二項第二号に掲げる国会職員に相当する国会職員として内閣官房令で定める国会職員 六十三歳

ロ 旧国会職員法第十五条の二第二項第三号に掲げる国会職員に相当する国会職員のうち、内閣官房令で定める国会職員 六十歳を超え六十四歳を超えない範囲内で内閣官房令で定める年齢

2 当分の間、第五条第一項の規定は、二十五年以上の期間勤続した国会職員であつて、六十歳（一のイ及びロに掲げる国会職員にあつては、一のイ及びロの年齢）に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第二項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用するものとする。

3 1及び2は、次に掲げる国会職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しないものとする。

イ 旧国会職員法第十五条の二第二項第一号に掲げる国会職員に相当する国会職員として内閣官房令で定める国会職員及び同項第三号に掲げる国会職員に相当する国会職員のうち内閣官房令で定める国会職員

ロ 国会職員法第十五条の六第二項ただし書に規定する国会職員

（附則第十二項から第十四項まで関係）

二 定年の引上げに伴う給与に関する特例措置の適用を受ける国会職員に係る退職手当の基本額に係る特例

第一の六による定年の引上げに伴う給与に関する特例措置による職員の俸給月額額の改定は、俸給月額額の減額改定に該当しないものとする。

（附則第十五項関係）

三 応募認定退職等による定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例

当分の間、応募認定退職等による定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例については、定年（一の一のイ及びロ並びに一の三のイ及びロに掲げる国会職員以外の国会職員にあつては六十歳、一の一のイ及びロに掲げる国会職員にあつては一の一のイ及びロの年齢、一の三のイに掲げる国会職員にあつては六十五歳）と退職年齢との差の年数に応じた俸給月額額の割増率とすること。

（附則第十六項関係）

第三 附則

一 施行期日

この法律は、令和五年四月一日から施行するものとする。ただし、二は公布の日から施行することとするほか、必要な施行期日を定めるものとする。

（附則第一条関係）

二 実施のための準備等

1 第一による改正後の国会職員法（以下「新国会職員法」という。）の規定による国会職員（事務総長及び常任委員会専門員等、法制局長並びに国立国会図書館の館長及び専門調査員を除く。2において同じ。）の任用、分限その他の人事行政に関する制度の円滑な実施を確保するため、各本属長は、長期的な人事管理の計画的推進その他必要な準備を行うものとする。

（附則第二条第一項関係）

2 各本属長は、施行日の前日までの間に、施行日から令和六年三月三十一日までの間に年齢六十年に達する国会職員（当該国会職員が占める職に係る旧国会職員法第十五条の二第二項に規定する定年が年齢六十年である国会職員に限る。）に対し、第一の九の例により、当該国会職員が年齢六十年に達する日以後に適用される任用、給与及び退職手当に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとする。同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

（附則第二条第二項関係）

三 経過措置

1 各本属長は、施行日前に旧国会職員法第十五条の二第一項の規定により退職した者等のうち、年齢六十五年に達する日以後における最初の三月三十一日（以下「年齢六十五年到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職（指定職を除く。以下1において同じ。）に係る同条第二項に規定する定年に達している者等を、両議院の議長が協議して定めるところにより、従前の勤務実績その他の両議院の議長が協議して定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができるものとする。

（附則第四条関係）

2 各本属長は、新国会職員法第四条の二第三項の規定にかかわらず、施行日前に旧国会職員法第十五条の二第一項の規定により退職した者等のうち、年齢六十五年到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧国会職員法定年相当年齢（短時間勤務の職

を占める国会職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における同条第二項に規定する定年をいう。）に達している者等を、両議院の議長が協議して定めるところにより、従前の勤務実績その他の両議院の議長が協議して定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができるものとする。

（附則第五条関係）

四 その他、この法律の施行に伴い必要となる経過措置等について定め、関係法律の規定について整備するものとする。

（附則第三条及び第六条から第十一条まで関係）

国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案

（国会職員法の一部改正）

第一条 国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「条件付」を「国会職員であつた者又はこれに準ずる者のうち、両議院の議長が協議して定める者を採用する場合その他両議院の議長が協議して定める場合を除き、条件付」に、「その国会職員が六月を下らない期間」を「国会職員が、その職において六月の期間（六月の期間とすることが適当でない）と認められる国会職員として両議院の議長が協議して定める国会職員にあつては、両議院の議長が協議して定める期間」に改め、同条第二項中「条件付採用に」を「前項に定めるもののほか、条件付採用に」に、「又は条件付採用期間であつて六月をこえる期間を要するものについては、各本属長がこれを」を「は、両議院の議長が協議して」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第四条の二 各本属長は、年齢六十年に達した日以後にこの法律の規定により退職（各議院事務局の事務総長、議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事及び常任委員会専門員、各議院法制局の法制局長並びに国立国会図書館の館長及び専門調査員並びに臨時の職員、法律により任期を定めて任用される国会

職員及び非常勤の職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び第二十八条第二項において「年齢六十年以上退職者」という。）を、両議院の議長が協議して定めるところにより、従前の勤務実績その他の両議院の議長が協議して定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める国会職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める国会職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この項及び第三項において同じ。）（第二十五条第三項の規定に基づく定めにおいて一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）別表第十一に規定する指定職俸給表に相当する給料表の適用を受ける国会職員が占める職として両議院の議長が協議して定める職（第四項及び第四章において「指定職」という。）を除く。以下この項及び第三項において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢六十年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める国会職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における第十五条の六第一項に規定する定年退職日をいう。次項及び第三項において同じ。）を経過した者であるときは、この限りでない。

前項の規定により採用された国会職員（以下この条及び第二十八条第二項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の任期は、採用の日から定年退職日相当日までとする。

各本属長は、年齢六十年以上退職者のうちその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日を経過していない者以外の者を当該短時間勤務の職に採用することができる。定年前再任用短時間勤務職員のうち当該定年前再任用短時間勤務職員を昇任し、降任し、又は転任しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日を経過していない定年前再任用短時間勤務職員以外の国会職員を当該短時間勤務の職に昇任し、降任し、又は転任することができる。

各本属長は、定年前再任用短時間勤務職員を、指定職又は指定職以外の常時勤務を要する職に昇任し、降任し、又は転任することができない。

第九条第二項中「国会職員は、」の下に「この法律で定める事由又は」を加え、同条第三項中「ときは、」の下に「第十五条の二第三項に規定する他の職への降任等に伴う降給をする場合その他」を加える。

第十五条の六中「降給され、降任され、休職され、免職され」を「降給（他の職への降任等に伴う降給を除く。）、降任（他の職への降任等に該当する降任を除く。）、休職若しくは免職をされ」に改め、同

条を第十五条の八とする。

第十五条の四及び第十五条の五を削る。

第十五条の三第一項中「その国会議員の職務の特殊性又はその国会議員の職務の遂行上の特別の事情からみてその退職により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理由がある」を「次に掲げる事由があると認める」に、「その国会議員に」を「当該国会議員に」に、「その国会議員を当該」を「当該国会議員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続き」を「引き続き」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第十五条の五第一項から第四項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長した国会議員であつて、定年退職日において管理監督職を占めている国会議員については、同条第一項又は第二項の規定により当該定年退職日まで当該異動期間を延長した場合に限るものとし、当該期限は、当該国会議員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができない。

一 前条第一項の規定により退職すべきこととなる国会議員の職務の遂行上の特別の事情を勘案して、当該国会議員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として両議院の議長が協議して定める事由

二 前条第一項の規定により退職すべきこととなる国会議員の職務の特殊性を勘案して、当該国会議員の退職により、当該国会議員が占める職の欠員の補充が困難となることにより公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として両議院の議長が協議して定める事由

第十五条の三第二項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存すると認められる十分な理由があるときは、」を「あると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して」に改め、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の下に「（同項ただし書に規定する国会議員にあつては、当該国会議員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条に次の一項を加える。

前二項に定めるもののほか、これらの規定による勤務に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

第十五条の三を第十五条の七とする。

第十五条の二第一項中「以下」を「次条第一項及び第二項ただし書において」に改め、同条第二項を次

のように改める。

前項の定年は、年齢六十五年とする。ただし、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより定年を年齢六十五年とすることが著しく不適当と認められる職を占める国会議員として両議院の議長が協議して定める国会議員の定年は、六十五年を超え七十年を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める年齢とする。

第十五条の二第三項中「については、」を「及び非常勤の職員には」に改め、同条を第十五条の六とする。

第十五条の次に次の四条を加える。

第十五条の二 各本部長は、管理監督職（指定職その他管理又は監督の地位にある国会議員が占める職のうち両議院の議長が協議して定める職（これらの職のうち、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることによりこの条の規定を適用することが著しく不適当と認められる職として両議院の議長が協議して定める職を除く。）をいう。以下この章において同じ。）を占める国会議員でその占める管理監督職に係る管理監督職務上限年齢に達している国会議員について、異動期間（当該管理監督職務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の四月一日までの間をいう。以下この章において同じ。）（第十五条の五第一項から第四項までの規定により延長された期間を含む。以下この項において同じ。）に、管理監督職以外の職又は管理監督職務上限年齢が当該国会議員の年齢を超える管理監督職（以下この項及び第三項においてこれらの職を「他の職」という。）への降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）をするものとする。ただし、異動期間に、この法律の他の規定により当該国会議員について他の職への昇任、降任若しくは転任をした場合若しくは他の法律の規定により他の職に任用した場合又は第十五条の七第一項の規定により当該国会議員を管理監督職を占めたまま引き続き勤務させることとした場合は、この限りでない。

前項の管理監督職務上限年齢は、年齢六十年とする。ただし、次の各号に掲げる管理監督職を占める国会議員の管理監督職務上限年齢は、当該各号に定める年齢とする。

一 各議院事務局の事務次長、各議院法制局の法制次長及び国立国会図書館の副館長並びにこれらに準ずる管理監督職のうち両議院の議長が協議して定める管理監督職 年齢六十二年

二 前号に掲げる管理監督職のほか、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難である

ことにより管理監督職務上限年齢を年齢六十年とすることが著しく不適当と認められる管理監督職として両議院の議長が協議して定める管理監督職 六十年を超え六十四年を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める年齢

第一項本文の規定による他の職への降任又は転任(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たつて各本属長が遵守すべき基準に関する事項その他の他の職への降任等に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

第十五条の三 各本属長は、採用し、昇任し、降任し、又は転任しようとする管理監督職に係る管理監督職務上限年齢に達している者を、その者が当該管理監督職を占めているものとした場合における異動期間の末日の翌日(他の職への降任等をされた国会職員にあつては、当該他の職への降任等をされた日)以後、当該管理監督職に採用し、昇任し、降任し、又は転任することができない。

第十五条の四 前二条の規定は、法律により任期を定めて任用される国会職員には適用しない。

第十五条の五 各本属長は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める国会職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該国会職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内(当該期間内に次条第一項に規定する定年退職日(以下この項及び次項において「定年退職日」という。))がある国会職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第三項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める国会職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

一 当該国会職員の職務の遂行上の特別の事情を勘案して、当該国会職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として両議院の議長が協議して定める事由

二 当該国会職員の職務の特殊性を勘案して、当該国会職員の他の職への降任等により、当該管理監督職の欠員の補充が困難となることにより公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として両議院の議長が協議して定める事由

各本属長は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)(が延長された管理監督職を占める国会職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある国会職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。

第四項において同じ。)(で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該国会職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができない。

各本属長は、第一項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職(指定職を除く。以下この項及び次項において同じ。))であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として両議院の議長が協議して定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)(に属する管理監督職を占める国会職員について、当該国会職員の他の職への降任等により、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の欠員の補充が困難となることにより公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として両議院の議長が協議して定める事由があると認めるときは、当該国会職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている国会職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該国会職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

各本属長は、第一項若しくは第二項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)(が延長された管理監督職を占める国会職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第二項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。))又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前三項又はこの項の規定により延長された期間を含む。))が延長された管理監督職を占める国会職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

前各項に定めるもののほか、これらの規定による異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。)(の延長及び当該延長に係る国会職員の降任又は転任に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

第十六条中「本章」を「この章」に、「法制局長、」を「法制局長並びに」に、「並びに条件付採用期間中の職員、非常勤の職員(短時間勤務の職を占める国会職員を除く。))及び臨時の職員については、こ

れを」を「には」に改め、同条に次の三項を加える。

この章の規定（第十条の規定を除く。）は、臨時の職員の分限には適用しない。

第九条、第十一条から第十五条まで及び前条の規定は、条件付採用期間中の職員の分限には適用しない。

臨時の職員及び条件付採用期間中の職員の分限については、両議院の議長が協議して必要な事項を定めることができる。

第二十八条第二項中「以下」の下に「この項において」を加え、「国会職員が、第十五条の四第一項又は第十五条の五第一項の規定により採用された場合において、定年退職者等」を「定年前再任用短時間勤務職員が、年齢六十年以上退職者」に、「含む。」のうち前項」を「含む。」のうち同項」に、「第十五条の四第一項若しくは第十五条の五第一項」を「第四条の二第一項」に、「国会職員として在職していた」を「定年前再任用短時間勤務職員として在職していた」に改める。

附則第一項に項番号を付し、附則第二項及び第三項を次のように改める。

2 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における第十五条の六第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「六十五年」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句と、同項ただし書中「七十年」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十一年	六十六年
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十二年	六十七年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十三年	六十八年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十四年	六十九年

3 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（令和三年法律第 号。以下「令和三年国会職員法等改正法」という。）

第一条の規定による改正前の第十五条の二第二項第一号に掲げる国会職員に相当する国会職員として両議院の議長が協議して定める国会職員に対する第十五条の六第二項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同条第二項ただし書中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日	六十五年を超え七十年を超えない	年齢六十六年
----------------------	-----------------	--------

日まで
範囲内で両議院の議長が協議して定める年齢

令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで
七十
六十七年

令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで
七十
六十八年

令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで
七十
六十九年

附則に次の五項を加える。

4 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における令和三年国会職員法等改正法第一条の規定による改正前の第十五条の二第二項第二号に掲げる国会職員に相当する国会職員として両議院の議長が協議して定める国会職員に対する第十五条の六第二項の規定の適用については、附則第二項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同条第二項中「六十五年」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句と、同項ただし書中「七十年」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十三年	六十六年
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十三年	六十七年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十三年	六十八年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十四年	六十九年

5 令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの間における令和三年国会職員法等改正法第一条の規定による改正前の第十五条の二第二項第三号に掲げる国会職員に相当する国会職員として両議院の議長が協議して定める国会職員に対する第十五条の六第二項の規定の適用については、附則第二項の規定にかかわらず、同条第二項中「年齢六十五年」とあるのは「六十歳を超え六十五年を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める年齢」と、同項ただし書中「六十五年を超え七十年を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める年齢」とあるのは「年齢六十六年」とする。

6 令和七年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における前項に規定する国会職員に対する第

十五条の六第二項の規定の適用については、附則第二項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同条第二項中「年齢六十五年」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句と、同項ただし書中「七十年」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	、六十一年を超え六十五年を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める年齢	六十七年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	、六十二年を超え六十五年を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める年齢	六十八年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	、六十三年を超え六十五年を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める年齢	六十九年

7 各本属長は、当分の間、国会職員（各議院事務局の事務総長、議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事及び常任委員会専門員、各議院法制局の法制局長並びに国立国会図書館の館長及び専門調査員並びに臨時の職員、法律により任期を定めて任用される国会職員及び非常勤の職員並びに令和三年国会職員法等改正法第一条の規定による改正前の第十五条の二第二項第一号に掲げる国会職員に相当する国会職員として両議院の議長が協議して定める国会職員及び同項第三号に掲げる国会職員に相当する国会職員のうち両議院の議長が協議して定める国会職員その他両議院の議長が協議して定める国会職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢六十年（同条第二項第二号に掲げる国会職員に相当する国会職員として両議院の議長が協議して定める国会職員にあつては同号に定める年齢とし、同項第三号に掲げる国会職員に相当する国会職員のうち両議院の議長が協議して定める国会職員にあつては同号に定める年齢とする。以下この項において同じ。）に達する日の属する年度の前年度（当該前年度に国会職員でなかった者その他の当該前年度においてこの項の規定による情報の提供及び意思の確認を行うことができない国会職員として両議院の議長が協議して定める国会職員にあつては、両議院の議長が協議して定める期間）において、当該国会職員に対し、両議院の議長が協議して定めるところにより、当該国会職員が年齢六十年に達する日以後に適用される任用、給与及び退職手当に関する措置の内容その他の必要な情

報を提供するものとする）とともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

8 令和三年国会職員法等改正法による定年の引上げに伴う第二十五条第三項の規定に基づく定めにおいて定める給与に関する特例措置により降給をする場合における第九条第二項及び第三項並びに第十五条の八の規定の適用については、第九条第二項中「又は」とあるのは、「第二十五条第三項の規定に基づく定めにおいて定める事由又は」と、同条第三項中「する場合」とあるのは「する場合、国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（令和三年法律第 号）による定年の引上げに伴う第二十五条第三項の規定に基づく定めにおいて定める給与に関する特例措置（第十五条の八において「定年の引上げに伴う給与に関する特例措置」という。）による降給をする場合」と、第十五条の八中「伴う降給」とあるのは「伴う降給及び定年の引上げに伴う給与に関する特例措置による降給」とする。

（国家公務員退職手当法の一部改正）

第二条 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）第十五条の四第一項若しくは第十五条の五第一項又は」を削る。

第三条第二項中「国会職員法」の下に「（昭和二十二年法律第八十五号）」を加える。

附則第十二項第一号イ中「ハ」を「ニ」に改め、同号ハ中「次号ロ及び附則第十四項第八号」を「次号ハ及び附則第十四項第九号」に改め、同号中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（令和三年法律第 号。附則第十五項において「令和三年国会職員法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の国会職員法（次号ロ及び附則第十四項第七号において「令和五年旧国会職員法」という。）第十五条の二第二項第二号に掲げる国会職員（国会職員法第一条に規定する国会職員をいう。以下この項及び附則第十四項において同じ。）に相当する国会職員として内閣官房令で定める国会職員

附則第十二項第二号中ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 令和五年旧国会職員法第十五条の二第二項第三号に掲げる国会職員に相当する国会職員のうち、内閣官房令で定める国会職員

附則第十四項第七号を次のように改める。

七 令和五年旧国会職員法第十五条の二第二項第一号に掲げる国会職員に相当する国会職員として内閣官房令で定める国会職員及び同項第三号に掲げる国会職員に相当する国会職員のうち内閣官房令で定める国会職員

附則第十四項中第十一号を第十二号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次の一号を加える。

八 国会職員法第十五条の六第二項ただし書に規定する国会職員

附則第十五項中「規定」の下に、「令和三年国会職員法等改正法による定年の引上げに伴う給与に関する特例措置」を加える。

附則第十六項中「該当する職員」の下に、「国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（令和三年法律第 号）第一条の規定による改正前の国会職員法第十五条の二第二項本文の適用を受けていた者であつて附則第十四項第八号に掲げる国会職員に該当する国会職員」を加え、「附則第十四項第九号」を「附則第十四項第十号」に、「及び同項第八号」を「同項第七号に掲げる国会職員及び同項第九号」に、「同項第十一号」を「同項第十二号」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第八条の規定は、公布の日から施行する。

（実施のための準備等）

第二条 第一条の規定による改正後の国会職員法（以下「新国会職員法」という。）の規定による国会職員（国会職員法第一条に規定する国会職員（各議院事務局の事務総長、議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事及び常任委員会専門員、各議院法制局の法制局長並びに国立国会図書館の館長及び専門調査員を除く。）をいう。以下同じ。）の任用、分限その他の人事行政に関する制度の円滑な実施を確保するため、各本属長は、長期的な人事管理の計画的推進その他必要な準備を行うものとする。

2 各本属長は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間に、施行日から令和六年三月三十一日までの間に年齢六十年に達する国会職員（当該国会職員が占める職に係る第一条の規定による改正前の国会職員法（以下「旧国会職員法」という。）第十五条の二第二項に規定する定年が年齢六十

年である国会職員に限る。）に対し、新国会職員法附則第七項の規定の例により、当該国会職員が年齢六十年に達する日以後に適用される任用、給与及び退職手当に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

（経過措置）

第三条 新国会職員法第四条の二の規定は、施行日以後に退職をした同条第一項に規定する年齢六十年以上退職者（次項において「年齢六十一年以上退職者」という。）について適用する。

2 各本属長は、基準日（令和七年四月一日、令和九年四月一日、令和十一年四月一日及び令和十三年四月一日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新国会職員法定年相当年齢（新国会職員法第四条の二第一項に規定する短時間勤務の職であつて同項に規定する指定職（次条第一項及び附則第六条第三項において「指定職」という。）以外のもの（附則第六条第二項を除き、以下この項及び附則第五条から第七条までにおいて「短時間勤務の職」という。）を占める国会職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新国会職員法第十五条の六第二項に規定する定年をいう。以下この項及び附則第五条第二項において同じ。）が基準日の前日における新国会職員法定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新国会職員法定年相当年齢が新国会職員法第十五条の六第二項本文に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の両議院の議長が協議して定める短時間勤務の職（以下この項において「新国会職員法原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに年齢六十年以上退職者となった者（基準日前から新国会職員法第十五条の七第一項又は第二項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新国会職員法原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新国会職員法定年相当年齢に達している者（当該両議院の議長が協議して定める短時間勤務の職にあっては、両議院の議長が協議して定める者）を、新国会職員法第四条の二第一項の規定により採用することができず、新国会職員法原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、同条第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新国会職員法原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新国会職員法定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該両議院の議長が協議して定める短時間勤務の職にあっては、両議院の議長が協議して定め

る定年前再任用短時間勤務職員」を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 平成十一年十月一日前に新国会職員法第二十八条第二項前段に規定する退職又は先の退職がある定年前再任用短時間勤務職員について、同項後段の規定を適用する場合には、同項後段に規定する引き続く国会職員としての在職期間には、同日前の当該退職又は先の退職の前の国会職員としての在職期間を含まないものとする。

4 暫定再任用職員（次条第一項若しくは第二項又は附則第五条第一項若しくは第二項の規定により採用された国会職員をいう。附則第六条及び第七条において同じ。）として在職していた期間がある定年前再任用短時間勤務職員に対する新国会職員法第二十八条第二項後段の規定の適用については、同項後段中「又は」とあるのは、「又は国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（令和三年法律第 号）附則第四条第一項若しくは第二項若しくは第五条第一項若しくは第二項の規定によりかつて採用されて同法附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員として在職していた期間若しくは」とする。

5 施行日前に旧国会職員法第十五条の三第一項又は第二項の規定により勤務することとされ、かつ、旧国会職員法勤務延長期限（同条第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限をいう。以下この項及び次項において同じ。）が施行日以後に到来する国会職員（次項において「旧国会職員法勤務延長職員」という。）に係る当該旧国会職員法勤務延長期限までの間における同条第一項又は第二項の規定による勤務については、新国会職員法第十五条の七の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 各本属長は、旧国会職員法勤務延長職員について、旧国会職員法勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、新国会職員法第十五条の七第一項各号に掲げる事由があると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧国会職員法勤務延長職員に係る旧国会職員法第十五条の二第一項に規定する定年退職日の翌日から起算して三年を超えることができない。

7 新国会職員法第十五条の二第一項の規定は、施行日において第五項の規定により同条第一項に規定する管理監督職を占めたまま引き続き勤務している国会職員には適用しない。

8 各本属長は、基準日（施行日、令和七年四月一日、令和九年四月一日、令和十一年四月一日及び令和十三年四月一日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新国会職員法定年（新国会職員法第十五条の六第二項に規定する定年をいう。以下この項及び次条

第二項において同じ。）が基準日の前日における新国会職員法定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧国会職員法第十五条の二第二項に規定する定年）を超える職（基準日における新国会職員法定年が新国会職員法第十五条の六第二項本文に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の両議院の議長が協議して定める職に、基準日から基準日の翌年の三月三十一日までの間に新国会職員法第十五条の七第一項若しくは第二項の規定又は第五項若しくは第六項の規定により勤務している国会職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新国会職員法定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧国会職員法第十五条の二第二項に規定する定年）に達している国会職員（当該両議院の議長が協議して定める職にあつては、両議院の議長が協議して定める国会職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

9 第五項から前項までに定めるもののほか、第五項又は第六項の規定による勤務に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

第四条 各本属長は、次に掲げる者のうち、年齢六十五年に達する日以後における最初の三月三十一日（以下この条及び次条において「年齢六十五年に到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職（指定職を除く。以下この項及び次項並びに附則第六条第四項において同じ。）に係る旧国会職員法第十五条の二第二項に規定する定年（施行日以後に設置された職その他の両議院の議長が協議して定める職にあつては、両議院の議長が協議して定める年齢）に達している者を、両議院の議長が協議して定めるところにより、従前の勤務実績その他の両議院の議長が協議して定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

一 施行日前に旧国会職員法第十五条の二第一項の規定により退職した者

二 旧国会職員法第十五条の三第一項若しくは第二項又は前条第五項若しくは第六項の規定により勤務した後退職した者

三 施行日前に旧国会職員法の規定により退職した者（前二号に掲げる者を除く。）のうち、勤続期間その他の事情を考慮して前二号に掲げる者に準ずる者として両議院の議長が協議して定める者

2 令和十四年三月三十一日までの間、各本属長は、次に掲げる者のうち、年齢六十五年に到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新国会職員法定年に達し

ている者を、両議院の議長が協議して定めるところにより、従前の勤務実績その他の両議院の議長が協議して定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

一 施行日以後に新国会職員法第十五条の六第一項の規定により退職した者

二 施行日以後に新国会職員法第十五条の七第一項又は第二項の規定により勤務した後退職した者

三 施行日以後に新国会職員法第四条の二第一項の規定により採用された者のうち、同条第二項に規定する任期が満了したことにより退職した者

四 施行日以後に新国会職員法の規定により退職した者（前三号に掲げる者を除く。）のうち、勤続期間その他の事情を考慮して前三号に掲げる者として両議院の議長が協議して定める者

3 前二項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、両議院の議長が協議して定めるところにより、一年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前二項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の年齢六十五年に到達年度の末日以前でなければならない。

第五条 各本属長は、新国会職員法第四条の二第三項の規定にかかわらず、前条第一項各号に掲げる者のうち、年齢六十五年に到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧国会職員法定年相当年齢（短時間勤務の職を占める国会職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧国会職員法第十五条の二第二項に規定する定年（施行日以後に設置された職その他の両議院の議長が協議して定める職にあつては、両議院の議長が協議して定める年齢）をいう。）に達している者を、両議院の議長が協議して定めるところにより、従前の勤務実績その他の両議院の議長が協議して定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和十四年三月三十一日までの間、各本属長は、新国会職員法第四条の二第三項の規定にかかわらず、前条第二項各号に掲げる者のうち、年齢六十五年に到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新国会職員法定年相当年齢に達している者（新国会職員法第四条の二第一項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、両議院の議長が協議して定めるところにより、従前の勤務実績その他の両議院の議長が協議して定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前二項の規定により採用された国会職員の任期については、前条第三項の規定を準用する。

第六条 施行日前に旧国会職員法第十五条の四第一項又は第十五条の五第一項の規定により採用された国会職員（以下この項及び次項において「旧国会職員法再任用職員」という。）のうち、この法律の施行の際現に常時勤務を要する職を占める国会職員は、施行日に、附則第四条第一項の規定により採用されたものとみなす。この場合において、当該採用されたものとみなされる国会職員の任期は、同項の規定にかかわらず、施行日における旧国会職員法再任用職員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

2 旧国会職員法再任用職員のうち、この法律の施行の際現に旧国会職員法第十五条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める国会職員は、施行日に、前条第一項の規定により採用されたものとみなす。この場合において、当該採用されたものとみなされる国会職員の任期は、同項の規定にかかわらず、施行日における旧国会職員法再任用職員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 各本属長は、暫定再任用職員を指定職に昇任し、又は転任することができない。

4 各本属長は、附則第四条第一項又は前条第一項の規定により採用した国会職員のうち当該国会職員を昇任し、降任し、又は転任しようとする常時勤務を要する職に係る旧国会職員法第十五条の二第二項に規定する定年（施行日以後に設置された職その他の両議院の議長が協議して定める職にあつては、両議院の議長が協議して定める年齢）に達した国会職員以外の国会職員及び附則第四条第二項又は前条第二項の規定により採用した国会職員のうち当該国会職員を昇任し、降任し、又は転任しようとする常時勤務を要する職に係る新国会職員法第十五条の六第二項に規定する定年に達した国会職員以外の国会職員を、当該常時勤務を要する職に昇任し、降任し、又は転任することができない。

5 前二条の規定が適用される場合における新国会職員法第四条の二第三項の規定の適用については、同項中「経過していない定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「経過していない定年前再任用短時間勤務職員、国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（令和三年法律第 号。以下この項において「令和三年国会職員法等改正法」という。）附則第四条第一項又は第五条第一項の規定により採用した国会職員のうち当該国会職員を昇任し、降任し、又は転任しようとする短時間勤務の職に係る旧国会職員法定年相当年齢（短時間勤務の職を占める国会職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における令和三年国会職員法等改正法第一条の規定による改正前の第十五条の二第二項に規定する定年（令和三年国会職員法等改正法の施行の日以後に設

置された職その他の両議院の議長が協議して定める職にあつては、両議院の議長が協議して定める年齢をいう。）に達している国会職員及び令和三年国会職員法等改正法附則第四条第二項又は第五条第二項の規定により採用した国会職員のうち当該国会職員を昇任し、降任し、又は転任しようとする短時間勤務の職に係る新国会職員法定年相当年齢（短時間勤務の職を占める国会職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における第十五条の六第二項に規定する定年をいう。）に達している国会職員」とする。

6 各本属長は、基準日（前二条の規定が適用される間における各年の四月一日（施行日を除く。）をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新国会職員法定年（新国会職員法第十五条の六第二項に規定する定年（短時間勤務の職にあつては、当該短時間勤務の職を占める国会職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における同項に規定する定年）をいう。以下この項において同じ。）が基準日の前日における新国会職員法定年を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の両議院の議長が協議して定める職（以下この項において「新国会職員法定年引上げ職」という。）に、附則第四条第二項各号に掲げる者のうち基準日の前日において同日における当該新国会職員法定年引上げ職に係る新国会職員法定年に達している者（当該両議院の議長が協議して定める職にあつては、両議院の議長が協議して定める者）を、同項又は前条第二項の規定により採用しようとする場合には、当該者は当該者を採用しようとする新国会職員法定年引上げ職に係る新国会職員法定年に達しているものとみなして、これらの規定を適用し、新国会職員法定年引上げ職に、附則第四条第二項又は前条第二項の規定により採用された国会職員のうち基準日の前日において同日における当該新国会職員法定年引上げ職に係る新国会職員法定年に達している国会職員（当該両議院の議長が協議して定める職にあつては、両議院の議長が協議して定める国会職員）を、昇任し、降任し、又は転任しようとする場合には、当該国会職員は当該国会職員を昇任し、降任し、又は転任しようとする新国会職員法定年引上げ職に係る新国会職員法定年に達しているものとみなして、第四項の規定及び前項の規定により読み替えて適用する新国会職員法第四条の二第三項の規定を適用する。

7 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新国会職員法第二十八条第二項後段の規定を適用する。この場合において、同項後段中「年齢六十一年以上退職者」とあるのは「国会職員法及び国

家公務員退職手当法の一部を改正する法律（令和三年法律第 号。以下この項において「令和三年国会職員法等改正法」という。）附則第四条第一項各号若しくは第二項第一号、第二号若しくは第四号に掲げる者となつた日若しくは同項第三号に掲げる者に該当する場合における年齢六十一年以上退職者」と、「同項」とあるのは「前項」と、「又は」とあるのは「又は令和三年国会職員法等改正法第一条の規定による改正前の第十五条の四第一項若しくは第十五条の五第一項の規定によりかつて採用されて国会職員として在職していた期間、令和三年国会職員法等改正法附則第四条第一項若しくは第二項若しくは第五条第一項若しくは第二項の規定によりかつて採用されて令和三年国会職員法等改正法附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員として在職していた期間若しくは」とする。

8 平成十二年十月一日前に新国会職員法第二十八条第二項前段に規定する退職又は先の退職がある暫定再任用職員について、前項の規定により定年前再任用短時間勤務職員とみなして同条第二項後段の規定を適用する場合には、同項後段に規定する引き続く国会職員としての在職期間には、同日前の当該退職又は先の退職の前の国会職員としての在職期間を含まないものとする。

第七条 暫定再任用職員に対する第一条の規定による改正後の国家公務員退職手当法第二条第一項の規定の適用については、同項中「第四十五条の二第一項」とあるのは、「第四十五条の二第一項又は国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（令和三年法律第 号）附則第四条第一項若しくは第二項若しくは第五条第一項若しくは第二項」とする。

2 短時間勤務の職を占める暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、附則第九条の規定による改正後の国会職員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百八号）第二十條第一項の規定を適用する。

3 前三条及び前二項に定めるもののほか、暫定再任用職員の任用その他暫定再任用職員に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

（その他の経過措置の両院議長協議決定への委任）

第八条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、両議院の議長が協議して定める。

（国会職員の育児休業等に関する法律の一部改正）

第九条 国会職員の育児休業等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「第十五条の五第三項」を「第四条の二第三項」に改める。

第二十条第一項中「第十五条の四第一項又は第十五条の五第一項の規定により採用された国会職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を「第四条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（教育公務員特例法の一部改正）

第十条 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

附則第八条の表国家公務員退職手当法の項中「該当する職員」の下に、「国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（令和三年法律第 号）第一条の規定による改正前の国会職員法第十五条の二第二項本文の適用を受けていた者であつて附則第十四項第八号に掲げる国会職員に該当する国会職員」を加え、「附則第十四項第九号」を「附則第十四項第十号」に、「及び同項第八号」を「同項第七号に掲げる国会職員及び同項第九号」に、「同項第十一号」を「同項第十二号」に改める。

（国家公務員法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十一条 国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第 号）の一部を次のように改正する。

附則第七条第八項及び第十二条第六項中「又は自衛隊法」とあるのは、「自衛隊法」と、「第四十五条の二第一項」とあるのは「を」第四十五条の二第一項」とあるのは、「」に改める。

理由

一般職の国家公務員に準じて、国会職員の定年を段階的に年齢六十五年に引き上げるとともに、管理監督職務上限年齢による降任及び転任並びに定年前再任用短時間勤務の制度を設けるほか、年齢六十を超え、国会職員に係る退職手当に関する特例を設ける等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案 新旧対照表
○国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）（第一条関係）

第二章 任用	改正案	第二章 任用	現行
第四条 国会職員の採用は、国会職員であつた者又はこれに準ずる者のうち、両議院の議長が協議して定める者を採用する場合その他両議院の議長が協議して定める場合を除き、条件付のものとし、国会職員が、その職において六月の期間（六月の期間とすることが適当でないと認められる国会職員として両議院の議長が協議して定める国会職員にあつては、両議院の議長が協議して定める期間）を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに、正式のものとなるものとする。	第四条 国会職員の採用は、国会職員であつた者又はこれに準ずる者のうち、両議院の議長が協議して定める者を採用する場合その他両議院の議長が協議して定める場合を除き、条件付のものとし、国会職員が、その職において六月の期間（六月の期間とすることが適当でないと認められる国会職員として両議院の議長が協議して定める国会職員にあつては、両議院の議長が協議して定める期間）を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに、正式のものとなるものとする。	第四条 国会職員の採用は、条件付のものとし、その国会職員が六月を下らない期間を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに、正式のものとなるものとする。	（傍線部分は改正部分）
② 前項に定めるもののほか、条件付採用に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。	② 条件付採用に関し必要な事項又は条件付採用期間であつて六月をこえる期間を要するものについては、各本議長がこれを定める。	② 条件付採用に関し必要な事項又は条件付採用期間であつて六月をこえる期間を要するものについては、各本議長がこれを定める。	
第四条の二 各本議長は、年齢六十年に達した日以後にこの法律の規定により退職（各議院事務局の事務総長、議長又は副議長、秘書事務をつかさどる参事及び常任委員会専門員、各議院法制局の法制局長並びに国立国会図書館の館長及び専門調査員並びに臨時の職員、法律により任期を定めて任用される国会職員及び非常勤の職員が退職する場合を除く。）をした者（以下この条及び第二十八条第二項において「年齢六十年以上退職者」という。）を、両議院の議長が	（新設）		

協議して定めるところにより、従前の勤務実績その他の両議院の議長が協議して定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める国会議員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める国会議員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この項及び第三項において同じ。）（第二十五条第三項の規定に基づき定めにおいて一般職の職員に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）別表第十一に規定する指定職俸給表に相当する給料表の適用を受ける国会議員が占める職として両議院の議長が協議して定める職（第四項及び第四号において「指定職」という。）を除く。以下この項及び第三項において同じ。）に採用することができると。ただし、年齢六十一年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める国会議員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における第十五条の六第一項に規定する定年退職日をいう。次項及び第三項において同じ。）を経過した者であるときは、この限りでない。

② 前項の規定により採用された国会議員（以下この条及び第二十八条第二項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の任期は、採用の日から定年退職日相当日までとする。

③ 各本部長は、年齢六十一年以上退職者のうちその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日を経過していない者以外の者を当該短時間勤務の職に採用することができる。定年前再任用短時間勤務職員のうち当該定年前再任用短時間勤務職員を昇任し、降任し、又は転任しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日を経過していない定年前再任用短時間勤務職員以外の国会議員を当該短時間勤務の職に昇任し、降任し、又は転任することができる。

④ 各本部長は、定年前再任用短時間勤務職員を、指定職又は指定職以外の常時勤務を要する職に昇任し、降任し、又は転任することができる。

⑤ 各本部長は、定年前再任用短時間勤務職員を、指定職又は指定職以外の常時勤務を要する職に昇任し、降任し、又は転任することができる。

第四章 分限及び保障

第九条（略）

② 国会議員は、この法律で定める事由又は両議院の議長が協議して定める事由に該当するときは、降給されるものとする。

③ 前項の規定により降給するときは、第十五条の二第二項に規定する他の職への降任等に伴う降給をする場合その他両議院の議長が協議して定める場合を除き、国会議員審査委員会の審査を経なければならぬ。

第十五条の二 各本部長は、管理監督職（指定職その他管理又は監督の地位にある国会議員が占める職のうち両議院の議長が協議して定める職（これらの職のうち、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることによりこの条の規定を適用することとが著しく不適当と認められる職として両議院の議長が協議して定め

（新設）

（新設）

（新設）

第四章 分限及び保障

第九条（略）

② 国会議員は、両議院の議長が協議して定める事由に該当するときは、降給されるものとする。

③ 前項の規定により降給するときは、両議院の議長が協議して定める場合を除き、国会議員審査委員会の審査を経なければならぬ。

（新設）

る職を除く。）をいう。以下この章において同じ。）を占める国会議員でその占める管理監督職に係る管理監督職務上限年齢に達している国会議員について、異動期間（当該管理監督職務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の四月一日までの間をいう。以下この章において同じ。）（第十五条の五第一項から第四項までの規定により延長された期間を含む。以下この項において同じ。）に、管理監督職以外の職又は管理監督職務上限年齢が当該国会議員の年齢を超える管理監督職（以下この項及び第三項においてこれらの職を「他の職」という。）への降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）をするものとする。ただし、異動期間に、この法律の他の規定により当該国会議員について他の職への昇任、降任若しくは転任をした場合若しくは他の法律の規定により他の職に任用した場合は第十五条の七第一項の規定により当該国会議員を管理監督職を占めたまま引き続き勤務させることとした場合は、この限りでない。

② 前項の管理監督職務上限年齢は、年齢六十とする。ただし、次の各号に掲げる管理監督職を占める国会議員の管理監督職務上限年齢は、当該各号に定める年齢とする。

「各議院事務局の事務次長、各議院法制局の法制次長及び国立国会図書館の副館長並びにこれらに準ずる管理監督職のうち両議院の議長が協議して定める管理監督職（年齢六十二年）

「前号に掲げる管理監督職のほか、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより管理監督職務上

限年齢を年齢六十とすることが著しく不適当と認められる管理監督職として両議院の議長が協議して定める管理監督職（六十歳を超え六十四歳を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める年齢）

③ 第一項本文の規定による他の職への降任又は転任（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たって各本部長が遵守すべき基準に関する事項その他の他の職への降任等に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

第十五条の三 各本部長は、採用し、昇任し、降任し、又は転任しようとする管理監督職に係る管理監督職務上限年齢に達している者を、その者が当該管理監督職を占めているものとした場合における異動期間の末日の翌日（他の職への降任等をされた国会議員にあつては、当該他の職への降任等をされた日）以後、当該管理監督職に採用し、昇任し、降任し、又は転任することができる。

第十五条の四 前二条の規定は、法律により任期を定めて任用される国会議員には適用しない。

第十五条の五 各本部長は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める国会議員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該国会議員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内（当該期間内に次条第一項に規定す

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

る定年退職日（以下この項及び次項において「定年退職日」という。）がある国会議員にあつては、当該異動期間の末日から定年退職日までの期間内、第三項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める国会議員は、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

「当該国会議員の職務の遂行上の特別の事情を勘案して、当該国会議員の他の職への降任等により、当該管理監督職の欠員の補充が困難となることにより公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として同議院の議長が協議して定める事由

② 各本属長は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める国会議員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある国会議員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内、第四項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該国会議員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して二年を超えないことができる。

③ 各本属長は、第一項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をするべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職（指定職を除く。以下この項及び次項において同じ。）であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として同議院の議長が協議して定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める国会議員について、当該国会議員の他の職への降任等により、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の欠員の補充が困難となることにより公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として同議院の議長が協議して定める事由があるときは、当該国会議員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている国会議員は、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該国会議員に当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

④ 各本属長は、第一項若しくは第二項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める国会議員について前項に規定する事由があると認めるときは、第二項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができる。第二項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める国会議員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日

（新設）

（新設）

（新設）

の翌日から起算して一年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（新設）

⑤ 前各項に定めるもののほか、これらの規定による異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）の延長及び当該延長に係る国会議員の降任又は転任に關し必要な事項は、同議院の議長が協議して定める。

第十五条の二 国会議員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の三月三十一日又は各本属長があらかじめ指定する日のいずれか早い日（以下「定年退職日」という。）に退職する。

② 前項の定年は、年齢六十五年とする。ただし、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより定年を年齢六十五年とすることが著しく不適当と認められる職を占める国会議員として同議院の議長が協議して定める国会議員の定年は、六十五年を超えない範囲内で同議院の議長が協議して定める年齢とする。

② 前項の定年は、年齢六十年とする。ただし、次の各号に掲げる国会議員の定年は、当該各号に定める年齢とする。

③ 前項の規定は、法律により任期を定めて任用される国会議員及び非常勤の職員には適用しない。

③ 前二項の規定は、法律により任期を定めて任用される国会議員については、適用しない。

第十五条の七 各本属長は、定年に達した国会議員が前条第一項の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があるとき、同項の規定にかかわらず、当該国会議員に係る定年退職の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を定め、当該国会議員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務をさせることができる。ただし、第十五条の五第一項から第四項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長した国会議員であつて、定年退職日において管理監督職を占めている国会議員については、同条第一項又は第二項の規定により当該定年退職日まで当該異動期間を延長した場合に限るものとし、当該期限は、当該国会議員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えないことができる。

第十五条の三 各本属長は、定年に達した国会議員が前条第一項の規定により退職すべきこととなる場合において、その国会議員の職務の特殊性又はその国会議員の職務の遂行上の特別の事情からみてその退職により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理由があるときは、同項の規定にかかわらず、その国会議員に係る定年退職の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を定め、その国会議員を当該職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。

① 前条第一項の規定により退職すべきこととなる国会議員の職務の遂行上の特別の事情を勘案して、当該国会議員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として同議院の議長が協議して定める事由

（新設）

② 前条第一項の規定により退職すべきこととなる国会議員の職務の特殊性を勘案して、当該国会議員の退職により、当該国会議員が占める職の欠員の補充が困難となることにより公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として同議院の議長が協議し

（新設）

③ 前二項に定めるもののほか、これらの規定による勤務に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

第十五条の八。国会職員で、その意に反て、降任（他の職への降任等）に伴う降給を願ふ者、降任（他の職への降任等）に該当する降任（他の職への降任等）を除く。）休職若しくは免職をされ、その他著しく不利益な処分若しくは取扱いを受け、又は懲戒処分を受けたものの苦情の処理に關しては、衆議院事務局及び法制局並びに訴追委員会事務局の職員については衆議院議長が衆議院の議院運営委員会に諮つて定め、参議院の事務局及び法制局並びに弾劾救済事務事務局の職員については参議院議長が参議院の議院運営委員会に諮つて定め、国府国會閣

第十五条の四、各本部長は、第十五条（第二）項の規定により退職した者若しくは同条の規定により勤務（一）に後退職した者又は再定年退職日に就任した者のうち勤続期間等を考慮してこれらに準ずるものとして画数院の議長が協議して定める者（以下「定年退職者等」という。）を、従前の勤務実績等に基づき適考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、常時勤務を要する職に採用するものとできる。ただし、その者がその者を任用しようとする職に係る定年に達していないときは、この限りでない。

② 前項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、各本属長の定めるところにより、一年を超えない範囲内で更新することができる。

③ 前二項の規定による任期については、その末日は、その者が年齢六十五年に達する日以後における最初の三月三十一日以前でなければならぬ。

第十五条の五 各本部長は、定年退職者等を、従前の勤務時間等に基づく差により、一年を超えない範囲内で任期を定め、短時間勤務の職（当該職に占める国会議員の一週当たり通常の勤務時間と同一のものが、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種のものを占める国会議員の一週当たり通常の勤務時間と比し短い時間であることをいう。以下同じ。）に採用するに及びべき。

② 前項の規定により採用された国会議員の任期については、前条第二項及び第三項の規定を準用する。

③ 短時間勤務の職については、定年退職者等のうち第十五条の二第一項及び第二項の規定の適用があるものとした場合の当該職に係る定年に達した者に限り任用することができるものとする。

第十五条の六 国会職員で、その他著しき不利益に反て、降格し、免職され、又は懲戒処分を受けたものの情状の処理に關しては、衆議院の事務局及び法制局並びに訴追委員会事務局の職員については衆議院議長が衆議院、衆議院運営委員会に諮つて定め、参議院の事務局及び法制局並びに弾劾裁判所事務局の職員については参議院議長が参議院、参議院運営委員会に諮つて定め、国会図書館の職員については国会図書館の館長が両議院、衆議院運営委員会の承認を経てては国立国会図書館の館長が両議院、衆議院運営委員会の承認を経て

第十六条 この章の規定（第十条の規定を除く。）は、各議院事務局の事務総長、議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事及び常任委員会専門員、各議院法制局の法制局長並びに国立国会図書館の館長及び専門調査員には適用しない。

② この章の規定（第十条の規定を除く。）は、臨時の職員の分限に

③ 第九条、第十一条から第十五条まで及び前条の規定は、条件付採用期間中の職員の分限には適用しない。

院の議長が協議して必要な事項を定めることができる。

② 国会職員が、各本部長の要請に応じ国会職員以外の国家公務員、地方公務員又は沖縄振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち両議院の議長が協議して定めるものを使用される者（以下この項において「国会職員以外

の国家公務員等」という一となるため退職し、引き続き国会議員としての国家公務員等として在職した後、引き続き当該退職国会議員として国会議員として採用された場合（一の国会議員以外の国会公務員等として在職した後、引き続き一以上の国会議員以外の国会公務員等として在職し、引き続き当該退職を前として国会議員として採用された場合を含む。）において、当該退職までの引継ぎ国会議員としての在職期間、当該退職前に向該等の退職（以下「引継ぎ退職」という。）国会議員以外の国家公務員等として在職及び国会議員としての採用がある場合には、当該議員の退職までの引継ぎ国会議員としての在職期間を含む。以下この項に於いて「要請に応じた退職前の在職期間」という。）のうちこの項の国会議員としての在職期間のうち前項各号のいずれかに該当したときは、懲戒処分は、当該国会議員（同項の国会議員であるものに限る。）は、懲戒処分を受ける。定年前再任用期間勤務職員が、年齢六十年以上退職者となつたまでの引継ぎ国会議員としての在職期間、要請に応じた退職前の在職期間を含む。）のうち前項の国会議員としての在職期間又は前条の「第二項の規定により採用された定年定額前再任用短時間勤務職員」として在職していた期間中に前項各号のいずれかに該当したときも、同様とする。

令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における

第六條 本章の規定（第一條の規定を除く。）は、各該院事務局の事務総長、議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事及び常任委員専門員、各該院法制局の法制局長、国立国会図書館の館長及び専門調査員並びに条件付探検期間中の職員、非常勤の職員（短時間勤務の職を占める国会職員を除く。）及び臨時の職員については、これを適用しない。

（新設）
（新設）
第七章 懲戒
第二十八條（略）

地方公務員又は沖繩振興開発金融公庫その他その業務が国の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち両議院の議長が協議し

[illegible]

た場合を含む。）において、当該退職までの引き続く国会議員としての在職期間（当該退職前に当該議員としての在職期間中、公務員等としての在職及び国会議員としての在職と重複する期間を含む。）を要するものとする。このうち前項の国会議員としての在職期間中、同項各号の

ものに限る。）は、懲戒の処分を受ける。国会職員が、第十五条の四第一項又は第十五条の五第一項の規定により採用された場合において、定年退職者等となつた日までの引き続く国会職員としての在

会職員としての在職期間又は第十五条の四第一項若しくは第十五条の五第一項の規定によりかつて採用されて国会職員として在職していた期間中に前項各号のいずれかに該当したときも同様とする。

附則

略

東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法（平成二十三年法律第

第十五条の六第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「六十五年」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句と、同項ただし書中「七十年」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十六年
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十七年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十八年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十九年

3) 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における国会議員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律(令和三年法律第 号、以下「令和三年国会議員法等改正法」という。)(第一条の規定による改正前の第十五条の二第二項第一号に掲げる国会議員に相当する国会議員として両議院の議長が協議して定

める国会議員に対する第十五条の六第二項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同条第二項ただし書中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十五年を超え七十年を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める年齢	六十年
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	七十年	六十七年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	七十年	六十八年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	七十年	六十九年

4) 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における令和三年国会議員法等改正法第一条の規定による改正前の第十五条の二第二項第二号に掲げる国会議員に相当する国会議員として両議院の議長が協議して定める国会議員に対する第十五条の六第二項の規定の適用については、附則第二項の規定にかかわらず、次の表の

百十二号)がその効力を有する間における第一項、第五条、第八条、第十五条の六、第十六条、第二十四条の三第一項、第二十八条第一項及び第三十三条の規定の適用については、第一号中「次に掲げる者」とあるのは「次に掲げる者並びに東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の委員長及び委員その他の職員」と、第五号、第八条及び第二十八条第一項中「並びに国立国会図書館」とあるのは「国立国会図書館」と、「専門調査員」とあるのは「専門調査員並びに東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の委員長及び委員」と、第十五条の六中「定める」とあるのは「定め、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の職員については東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の委員長が両議院の議院運営委員会の承認を経て定める」と、第十六条中「専門調査員」とあるのは「専門調査員、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の委員長及び委員」と、第二十四条の三第一項中「並びに国立国会図書館の館長」とあるのは「国立国会図書館の館長並びに東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の委員長及び委員」と、第三十三号中「訴訟委員会」とあるのは「訴訟委員会」という。並びに東京電力福島原子力発電所事故調査委員

前項の規定により読み替えて適用する第三十三号の規定により東京電力福島原子力発電所事故調査委員会に設ける国会議員審査委員会の委員長は、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の委員長、その委員には、東京電力福島原子力発電所事故調査委員会の委員、各議院事務局の事務総長及び事務次長並びに各議院法制局の法制局長及び法

制次長が、これに当たる。

上欄に掲げる期間の区分に応じ、同条第二項中「六十五年」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句と、同項ただし書中「七十年」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十六年
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十七年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十八年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十九年

5) 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における令和三年国会議員法等改正法第一条の規定による改正前の第十五条の二第二項第三号に掲げる国会議員に相当する国会議員として両議院の議長が協議して定める国会議員に対する第十五条の六第二項の規定の適用については、附則第二項の規定にかかわらず、同条第二項中「年齢六十五年」とあるのは「六十年を超え六十五年を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める年齢」と、同項ただし書中「六十五年を超え七十年を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める年齢」とあるのは「年齢六十八年」とする。

令和七年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における

前項に規定する国会議員に対する第十五条の六第二項の規定の適用については、附則第二項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同条第二項中「年齢六十五年」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句と、同項ただし書中「七十年」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十一年を超え六十五年を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める年齢	六十七年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十二年を超え六十五年を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める年齢	六十八年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十三年を超え六十五年を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める年齢	六十九年

7) 各本部長は、当分の間、国会議員(各議院事務局の事務総長、議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事及び常任委員会専門員、各議院法制局の法制局長並びに国立国会図書館の館長及び専門調査員並びに臨時の職員、法律により任期を定めて任用される国会職員

(新設)

(新設)

(新設)

及び非常勤の職員並びに令和三年国会議員法等改正法第一条の規定による改正前の第十五条の二第二項第一号に掲げる国会職員に相当する国会職員として両議院の議長が協議して定める国会職員及び同項第三号に掲げる国会職員に相当する国会職員のうち両議院の議長が協議して定める国会職員その他両議院の議長が協議して定める国会職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢六十一年（同条第二項第二号に掲げる国会職員に相当する国会職員として両議院の議長が協議して定める国会職員にあつては同号に定める年齢とし、同項第三号に掲げる国会職員に相当する国会職員のうち両議院の議長が協議して定める国会職員にあつては同号に定める年齢とする。以下この項において同じ。）に達する日の属する年度の前年度（当該前年度に国会職員でなかつた者その他の当該前年度においてこの項の規定による情報の提供及び意思の確認を行うことができない国会職員として両議院の議長が協議して定める国会職員にあつては、両議院の議長が協議して定める年齢）において、当該国会職員が年齢六十一年に達する日以後に適用される任用、給与及び退職手当に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとする。ことに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

81 令和三年国会議員法等改正法による定年の引上げに伴う第二十五条第三項の規定に基づく定めにおいて定める給与に関する特例措置により降給をする場合における第九條第二項及び第三項並びに第十

（新設）

五条の八の規定の適用については、第九條第二項「又は」とあるのは、「第二十五条第三項の規定に基づく定めにおいて定める事由又は」と、同条第三項中「する場合」とあるのは「する場合、国会議員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（令和三年法律第 号）による定年の引上げに伴う第二十五条第三項の規定に基づく定めにおいて定める給与に関する特例措置（第十五条の八において「定年の引上げに伴う給与に関する特例措置」という。）による降給をする場合」と、第十五条の八中「伴う降給」とあるのは「伴う降給及び定年の引上げに伴う給与に関する特例措置による降給」とする。

○国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	
第一章 総則	現 行
（適用範囲） 第二条 この法律の規定による退職手当は、常時勤務に服することを要する国家公務員（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十五条の二第一項の規定により採用された者及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二十四条に規定する行政執行法人（以下「行政執行法人」という。）の役員を除く。以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。	（適用範囲） 第二条 この法律の規定による退職手当は、常時勤務に服することを要する国家公務員（国会議員法（昭和二十一年法律第百八十五号）第十五条の四第一項若しくは第十五条の五第一項又は自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十五条の二第一項の規定により採用された者及び独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二十四条に規定する行政執行法人（以下「行政執行法人」という。）の役員を除く。以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。
2 （略）	2 （略）
（自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額） 第三条 （略） 2 前項に規定する者のうち、負傷若しくは病氣（以下「傷病」という。）又は死亡によらず、かつ、第八条の二第五項に規定する認定を受けず、その者の都合により退職した者（第十二条第一項各号に掲げる者及び傷病によらず、国家公務員法（昭和二十二年法律第百一十号）第七十八條第一号から第三号まで（裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第百九十九号）において準用する場合を含む。））を、自衛隊法第四十一条第一号から第三号まで又は国会議員法（昭和二十二年法律第百一十五号）第十二条第一号から第三号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第六条の四第四項において「自己都合等退職者」という。）に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	（自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額） 第三条 （略） 2 前項に規定する者のうち、負傷若しくは病氣（以下「傷病」という。）又は死亡によらず、かつ、第八条の二第五項に規定する認定を受けず、その者の都合により退職した者（第十二条第一項各号に掲げる者及び傷病によらず、国家公務員法（昭和二十二年法律第百一十号）第七十八條第一号から第三号まで（裁判所職員臨時措置法（昭和二十六年法律第百九十九号）において準用する場合を含む。））を、自衛隊法第四十一条第一号から第三号まで又は国会議員法（昭和二十二年法律第百一十五号）第十二条第一号から第三号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第六条の四第四項において「自己都合等退職者」という。）に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

附 則	
1 11 （略） 12 当分の間、第四条第一項の規定は、十一年以上二十五年未満の期間勤続した者であつて、六十歳（次の各号に掲げる者にあつては、当該各号に定める年齢）に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第二項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第二条の規定の適用については、同条第一項中「又は第五条」とあるのは、「、第五条又は附則第十二項」とする。 一 次に掲げる者 六十三歳 イ 国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第 号）において「令和三年国家公務員法等改正法」とい	1 11 （略） 12 当分の間、第四条第一項の規定は、十一年以上二十五年未満の期間勤続した者であつて、六十歳（次の各号に掲げる者にあつては、当該各号に定める年齢）に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第二項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第二条の規定の適用については、同条第一項中「又は第五条」とあるのは、「、第五条又は附則第十二項」とする。 一 次に掲げる者 六十三歳 イ 国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第 号）において「令和三年国家公務員法等改正法」とい

年。再任用短時間勤務職員を除く。）にあつては、三歳に達するまでの子を養育するため一日につき二時間を超えない範囲内で勤務しないこと（以下この条において「育児時間」という。）を承認することができる。

余の五第 一項の規定により採用された国会職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるものを除く。にあつては 三歳 に達するまでの子を養育するため一日につき一時間を超えない範囲内で勤務しないこと（以下この条において「育児時間」という。）を承認することとが認められる。

2
3
4
(略)

2
3
4
(略)

○教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）（附則第十条関係）

(傍線部分は改正部分)

改 正 案

附 則

（研究施設研究教育職員に関する特例）

第八条 研究施設研究教育職員に対する次の表の第一欄に掲げる法律の規定の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

国家公務員法	(略)	(略)	(略)
一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）	(略)	(略)	(略)
国家公務員退職手当法	(略)	(略)	(略)
附則第十 六項	定年（附則第十二項各号及び第十四項各号に掲げる者以外の者（国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第	定年（附則第十二項各号及び第十四項各号に掲げる者以外の者（国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第	定年（附則第十二項各号及び第十四項各号に掲げる者以外の者（国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第
	(略)	(略)	(略)

現 行

附 則

（研究施設研究教育職員に関する特例）

第八条 研究施設研究教育職員に対する次の表の第一欄に掲げる法律の規定の適用については、同表の第一欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

国家公務員法	(略)	(略)	(略)
一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）	(略)	(略)	(略)
国家公務員退職手当法	(略)	(略)	(略)
附則第十 六項	定年（附則第十二項各号及び第十四項各号に掲げる者以外の者（国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第	定年（附則第十二項各号及び第十四項各号に掲げる者以外の者（国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第	定年（附則第十二項各号及び第十四項各号に掲げる者以外の者（国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第
	(略)	(略)	(略)

規定による改正前の
国家公務員法第八
一条の第二項本文
(裁判所職員臨時
置法において準用
する場合を含む)の
適用を受けていた
者であつて附則第
四項第二号に掲げ
る職員に該当する
職員に該当する職
員に該当する職員
の一部を改正する
法律
(令和三年法律第
一〇号)第一条の規
定による改正前の
国家公務員法第十
五一条の第二項本
文の適用を受けて
いた者であつて附
則第十四項第八号
に掲げる国会職員
に該当する国会職
員及び国家公務員

規定による改正前の
国家公務員法第八十
一条の二第二項本文
(裁判所職員臨時措
置法において準用す
る場合を含む。)の
適用を受けていた者
であつて附則第十四
項第二号に掲げる職
員に該当する職員及
び国家公務員法等及
び国家公務員法等の
第八条を改正する法
律第八条の規定によ
る改正前の自衛隊法
第四十四条の二第二
項本文の適用を受け
た者であつて附則
第十四項第九号に掲
げる隊員に該当する
隊員を含む。)にあ
つては六十歳とし、
附則第十二項各号に
掲げる者にあつては

当該各号に定める年齢とし、附則第十四項第一号に掲げる職員及び同項第八号に掲げる隊員にあつては六十五歳とし、同項第十一号に掲げる職員にあつては内閣官房令で定める年齢とする。）

る。）

7・8 (略) は第二項とする。
7・8 (略)

○国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第

号）（附則第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 第七 条（略） 2～7（略） 8 暫定再任用職員に対する第三条の規定による改正後の国家公務員退職手当法（附則第十二条第六項において「新退職手当法」という。）第二条第一項の規定の適用については、同項中「第四十五条の二第二項」とあるのは、「第四十五条の二第二項又は国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第 号）附則第四条第一項若しくは第二項若しくは第五条第一項若しくは第二項」とする。 9・10（略） 第十二 条（略） 2～5（略） 6 暫定再任用職員に対する新退職手当法第二条第一項の規定の適用については、同項中「第四十五条の二第二項」とあるのは、「第四十五条の二第二項又は国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第 号）附則第九条第一項若しくは第二項若しくは第十 条第一項若しくは第二項」とする。	附 則 第七 条（略） 2～7（略） 8 暫定再任用職員に対する第三条の規定による改正後の国家公務員退職手当法（附則第十二条第六項において「新退職手当法」という。）第二条第一項の規定の適用については、同項中「又は自衛隊法」とあるのは、「自衛隊法」と「第四十五条の二第二項又は国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第 号）附則第四条第一項若しくは第二項若しくは第五条第一項若しくは第二項」とする。 9・10（略） 第十二 条（略） 2～5（略） 6 暫定再任用職員に対する新退職手当法第二条第一項の規定の適用については、同項中「又は自衛隊法」とあるのは、「自衛隊法」と「第四十五条の二第二項」とあるのは、「第四十五条の二第一項又は国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第 号）附則第九条第一項若しくは第十 条第一項若しくは第二項若しくは第十 条第一項若しくは第二項」とする。

国会職員の給与等に関する規程及び国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程
案

（国会職員の給与等に関する規程の一部改正）

第一条 国会職員の給与等に関する規程（昭和二十二年十月十六日両院議長決定）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「左に」を「次に」に改め、同条第二項中「第十五条に規定する国会職員以外のすべて」を「第十五条第一項の非常勤の職員以外の全て」に改め、同条第三項中「者」を「国会職員」に、「本条」を「この条」に改め、「これを」を削り、同条第四項、第八項及び第十項中「その者」を「当該国会職員」に改め、同条第十二項を次のように改める。

法第四条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、第五項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成六年六月二十三日両院議

長決定。以下「勤務時間規程」という。）第三条第二項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第一条に次の一項を加える。

第六項から第十一項までの規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

第一条の二を削る。

第七条の第三第二項中「次条第二項」を「次条第二項第一号イ及び第二号」に、「その者」を「当該国会職員」に改め、同条第三項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「と」、「百分の六十七・五」とあるのは「百分の三十五」を削る。

第七条の第四第一項中「この条」を「この項から第三項まで」に、「その者」を「当該国会職員」に改め、同条第二項中「以下」の下に「この項及び第十五条第一項において」を加え、同項第一号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 前項の国会職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に百分の四十五（特定管理職員にあつては、百分の五十五）を乗じて得た額の総額

第七条の五第二項及び第三項中「には」を「には、」に改め、同条第四項中「再任用職員には」を「定年前再任用短時間勤務職員には、」に改める。

第十五条第一項中「国会職員（再任用短時間勤務職員）」を「職員（定年前再任用短時間勤務職員）」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第二項中「国会職員」を「非常勤の職員」に改め、同条第三項中「国会職員のうち」を「非常勤の職員のうち」に改める。

附則第二項中「もの」を「措置」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則に次の八項を加える。

4 当分の間、国会職員の給料月額は、当該国会職員が六十歳（次の各号に掲げる国会職員にあつては、当該各号に定める年齢）に達した日後における最初の四月一日（附則第六項において「特定日」という。）以後、当該国会職員に適用される給料表の給料月額のうち、第一条第五項の規定により当該国会職員の属する職務の級並びに同条第六項、第七項、第九項及び第十項の規定により当該国会職員が受ける号給に応じた額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。）とする。

一 国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（令和三年法律第 号）第一条の規定による改正前の法（次号及び次項第三号において「令和五年旧国会職員法」という。）第十五条の二第二項第二号に掲げる国会職員に相当する国会職員として両議院の議長が協議して定める国会職員 六十三歳

二 令和五年旧国会職員法第十五条の二第二項第三号に掲げる国会職員に相当する国会職員のうち、両議院の議長が協議して定める国会職員 六十歳を超え六十四歳を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める年齢

5 前項の規定は、次に掲げる国会職員には適用しない。

一 各議院事務局の事務総長、議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事及び常任委員会専門員、各議院法制局の法制局長並びに国立国会図書館の館長及び専門調査員

二 臨時の職員、法律により任期を定めて任用される国会職員及び非常勤の職員

三 令和五年旧国会職員法第十五条の二第二項第一号に掲げる国会職員に相当する国会職員として両議院の議長が協議して定める国会職員及び同項第三号に掲げる国会職員に相当する国会職員のうち両議院の議長が協議して定める国会職員

四 法第十五条の五第一項又は第二項の規定により法第十五条の二第一項に規定する異動期間（法第十五条の五第一項又は第二項の規定により延長された期間を含む。）を延長された法第十五条の二第一項に規定する管理監督職を占める国会職員

五 法第十五条の六第二項ただし書に規定する国会職員

六 法第十五条の七第一項又は第二項の規定により勤務している国会職員（法第十五条の六第一項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた国会職員を除く。）

6 法第十五条の二第三項に規定する他の職への降任等をされた国会職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第八項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける国会職員のうち、特定日に附則第四項の規定により当該国会職員が受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該国会職員が受けていた給料月額に百分の七十を乗じて得た額（当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎

「給料月額」という。）に達しないこととなる国会職員（両議院の議長が協議して定める国会職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第四項の規定により当該国会職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

7 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される国会職員の受ける給料月額との合計額が第一条第五項の規定により当該国会職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第一条第五項の規定により当該国会職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該国会職員の受ける給料月額」とする。

8 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける国会職員（附則第四項の規定の適用を受ける国会職員に限り、附則第六項に規定する国会職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される国会職員との権衡上必要があると認められる国会職員には、当分の間、当該国会職員の受ける給料月額のほか、両議院の議長が協議して定めるところにより、前二項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

9 附則第六項又は前項の規定による給料を支給される国会職員以外の附則第四項の規定の適用を受ける国会職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される国会職員との権衡上必要があると認められる国会職員には、当分の間、当該国会職員の受ける給料月額のほか、両議院の議長が協議して定めるところにより、前三項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

10 附則第六項又は前二項の規定による給料を支給される国会職員に対する第七条の三第五項（第七条の四第四項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第七条の三第五項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第六項、第八項又は第九項の規定による給料の額との合計額」とする。

11 附則第四項から前項までに定めるもののほか、附則第四項の規定による給料月額、附則第六項の規定による給料その他附則第四項から前項までの規定の施行に必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

別表第三イの表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用期間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年 前再 任用 期間 勤務 員	基 礎 給 料 月 額 円	第 一 号 給 料 月 額 円	第 二 号 給 料 月 額 円	基 礎 給 料 月 額 円	第 一 号 給 料 月 額 円	第 二 号 給 料 月 額 円	基 礎 給 料 月 額 円	第 一 号 給 料 月 額 円	第 二 号 給 料 月 額 円	基 礎 給 料 月 額 円	第 一 号 給 料 月 額 円	第 二 号 給 料 月 額 円	基 礎 給 料 月 額 円	第 一 号 給 料 月 額 円	第 二 号 給 料 月 額 円
	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000	521,400					

別表第三イの表備考（ただし書中「第十五条に規定する国会職員」を「第十五条第一項の非常勤の職員」に改める。

別表第三ロの表再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「定年前再任用期間勤務職員」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円
		193,600	204,700	223,200	244,000	274,700

別表第四再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「再任用職員（再任用職員）」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円
		182,800	209,800	279,400	309,400	338,500	371,400

別表第五再任用職員以外の職員の欄中「再任用職員」を「再任用職員（再任用職員）」に改め、同表再任用職員の欄を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基給料月額 円		基給料月額 円		基給料月額 円		基給料月額 円		基給料月額 円	
	基給料月額 円	準給料月額 円	基給料月額 円	準給料月額 円	基給料月額 円	準給料月額 円	基給料月額 円	準給料月額 円	基給料月額 円	準給料月額 円
	253,200		258,200		285,100		309,800		327,500	

(国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正)

第二条 国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成六年六月二十三日両院議長決定）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第十五条の四第一項又は第十五条の五第一項の規定により採用された国会職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を「第四条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第四条第一項ただし書及び第二項ただし書、第五条第二項並びに第十三条第一項第一号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第十九条の見出し中「国会職員」を「職員」に改め、同条中「国会職員（再任用短時間勤務職員）」を「職員（定年前再任用短時間勤務職員）」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この規程は、国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（令和三年法律第

号。以下「令和三年国会職員法等改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、附則第四条の規定は、令和三年国会職員法等改正法の公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の国会職員の給与等に関する規程（次条において「新給与規程」という。）

附則第四項から第十一項までの規定は、令和三年国会職員法等改正法附則第三条第五項又は第六項の規定により勤務している国会職員には適用しない。

第三条 暫定再任用職員（令和三年国会職員法等改正法附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員をいう。

以下この条において同じ。）（国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）第四条の二第一項に規定する短時間勤務の職（同項に規定する指定職を除く。）を占める暫定再任用職員（以下この条において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員（同法第四条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下この条において同じ。）であるものとした場合に適用される国会職員の給与等に関する規程第一条第二項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第五項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 国会職員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百八号）第十二条第一項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、育児短時間勤務国会職員等についての国会職員の給与等に関する規程等の特例に関する規程（平成十九年五月九日両院議長決定）第三条の規定により読み替えられた国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程第三条第一項ただし書の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される国会職員の給与等に関する規程第一条第二項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条第五項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程第三条第二項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与規程第十五条第一項の規定を適用する。

5 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与規程第七条の三第三項の規定を適用する。

6 新給与規程第七条の四第一項の国会職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第二項各号に掲げる国会職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第一号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（令和三年法律第 号）附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第二号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。

7 国会職員の給与等に関する規程第一条第六項、第七項、第九項及び第十一項、第六条第一号、第三号及び第十五号並びに第六条の五並びに新給与規程第一条第八項及び第十項の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

8 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第二条の規定による改正後の国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程第三条第二項、第四条第一項ただし書及び第二項ただし書、第五条第二項、第十三条第一項並びに第十九条の規定を適用する。

（その他の経過措置の両院議長協議決定への委任）

第四条 前二条に定めるもののほか、この規程の施行に必要な経過措置は、両議院の議長が協議して定める。

（育児短時間勤務国会職員等についての国会職員の給与等に関する規程等の特例に関する規程の一部改正）

第五条 育児短時間勤務国会職員等についての国会職員の給与等に関する規程等の特例に関する規程（平成十九年五月九日両院議長決定）の一部を次のように改正する。

第二条の表第一条第十二項の項を削る。

第三条の表第四条第一項ただし書、第四条第二項ただし書、第五条第二項及び第十三条第一項第一号の項中「第四条第二項ただし書」を「及び第二項ただし書」に、「及び」を「並びに」に、「再任用短時

間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第五条の表第七条の五第四項の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第十五条第一項の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第六条の表第四条第一項及び第二項、第五条第二項、第十三条第一項第一号並びに第十九条の項中「第四条第一項及び第二項」を「第四条第一項ただし書及び第二項ただし書」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則を附則第一条とし、同条に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一条を加える。

（給与規程附則第四項の規定が適用される育児短時間勤務国会職員等に関する読替え）

第二条 育児短時間勤務国会職員に対する給与規程附則第四項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、
（一）に、育児短時間勤務国会職員等についての国会職員の給与等に関する規程等の特例に関する規程（平成十九年五月九日両院議長決定）第三条の規定により読み替えられた勤務時間規程第二条第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

2 国会職員の育児休業等に関する法律第十八条の規定により育児短時間勤務の例による短時間勤務をしている国会職員が給与規程附則第四項の規定の適用を受ける場合における第四条の規定の適用については、同条中「前三条」とあるのは、「前三条及び附則第二条第一項」とする。

国会議員の給与等に関する規程及び国会議員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を改正する規程案 新旧対照表
国会議員の給与等に関する規程（昭和二十二年十月十六日同院議長決定）（第一案関係）
（傍線部分は改正部分）

改正案

第一条 国会議員の給料は、次に掲げる給料表による。

一五（略）

- ① 前項の給料表（以下単に「給料表」という。）は、第十五条第一項の非常勤の職員以外の全ての国会議員に適用するものとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。
- ② 指定職給料表の適用を受ける国会議員以外の国会議員（特別給料表の適用を受ける国会議員を除く。以下この条において同じ。）の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、両議院の議長が協議して定める。
- ③ 指定職給料表の適用を受ける国会議員の給料月額額は、同表に掲げる給料月額のうち、当該国会議員の占める職に応じて両議院の議長が協議して定める号給の額とする。
- ④（略）
- ⑤（略）
- ⑥ 国会議員（指定職給料表の適用を受ける国会議員を除く。）の昇給は、両議院の議長が協議して定める日に、同日以前において両議院の議長が協議して定める日より一年間における当該国会議員の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該国会議員が国会議員法（昭和二十二年法律第八十五号。以下「法」という。）第二十八条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして両議院の議長が協議して定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

現行

第一条 国会議員の給料は、左に掲げる給料表による。

一五（同上）

- ① 前項の給料表（以下単に「給料表」という。）は、第十五条に規定する国会議員以外の全ての国会議員に適用するものとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。
- ② 指定職給料表の適用を受ける国会議員以外の国会議員（特別給料表の適用を受ける国会議員を除く。以下本条において同じ。）の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、両議院の議長が協議してこれを定める。
- ③ 指定職給料表の適用を受ける国会議員の給料月額額は、同表に掲げる給料月額のうち、その者の占める職に応じて両議院の議長が協議して定める号給の額とする。
- ④（略）
- ⑤（同上）
- ⑥ 国会議員（指定職給料表の適用を受ける国会議員を除く。）の昇給は、両議院の議長が協議して定める日に、同日以前において両議院の議長が協議して定める日より一年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該国会議員が国会議員法（昭和二十二年法律第八十五号。以下「法」という。）第二十八条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして両議院の議長が協議して定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

和二十二年法律第八十五号。以下「法」という。）第二十八条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして両議院の議長が協議して定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

④（略）

⑤（略）

⑥（略）

⑦（略）

⑧（略）

⑨（略）

⑩（略）

⑪（略）

⑫（略）

⑬（略）

⑭（略）

⑮（略）

⑯（略）

⑰（略）

⑱（略）

⑲（略）

⑳（略）

㉑（略）

㉒（略）

㉓（略）

㉔（略）

㉕（略）

㉖（略）

㉗（略）

㉘（略）

㉙（略）

㉚（略）

㉛（略）

には適用しない。

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

（削る）

第一条の二 再任用職員で法第十五条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額額は、前条第四項及び第五項の規定にかかわらず、これらの規定による給料月額に、国会議員の勤務時間（休暇等に関する規程（平成六年六月十三日同院議長決定。以下「勤務時間規程」という。）第三条第二項の規定により定められたその者の勤務時間）を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数乗じて得た額とする。

第七条の三（同上）

- ① 期末手当の額は、期末手当基礎額に、特別給料表の適用を受ける国会議員（各議院事務局の議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事を除く。）については百分の百六十七・五、それ以外の国会議員については百分の百二十七・五（行政職給料表（一）の適用を受ける国会議員でその職務の級が七級以上であるもの並びに同表及び指定職給料表以外の各給料表の適用を受ける国会議員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの国会議員のうち、両議院の議長が協議して定める国会議員を除く。次条第二項第一号及び第二号において「特定管理職員」という。））にあつては百分の百七・五、指定職給料表の適用を受ける国会議員にあっては百分の百七・五、指定職給料表の適用を受ける国会議員にあっては百分の百七・五）を乗じて得た額に、基準日以前六月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
- 一四（略）
- ② 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の七十二・五」と、「百分の百七・五」とあるのは「百分の六十二・五」とする。
- ③（略）
- ④（略）
- ⑤（略）
- ⑥（略）

第七条の四 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する国会議員に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前六月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の両議院の議長が協議して定める日に支給する。これらの基準日前一月以内に退職し、又は死亡した国会議員（両議院の議長が協議して定める国会議員を除く。）についても、同様とする。

勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、本属長（各議院事務局の事務総長、各議院法制局の法制局長、国立国会図書館の館長、裁判官弾劾裁判所の裁判長及び裁判官訴訟委員会の委員長をいう。以下同じ。）が両議院の議長が協議して定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、本属長が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる国会議員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、本属長（各議院事務局の事務総長、各議院法制局の法制局長、国立国会図書館の館長、裁判官弾劾裁判所の裁判長及び裁判官訴訟委員会の委員長をいう。以下同じ。）が両議院の議長が協議して定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、本属長が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる国会議員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、本属長（各議院事務局の事務総長、各議院法制局の法制局長、国立国会図書館の館長、裁判官弾劾裁判所の裁判長及び裁判官訴訟委員会の委員長をいう。以下同じ。）が両議院の議長が協議して定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、本属長が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる国会議員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

一 前項の国会議員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の国会議員 次に掲げる国会議員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ・ロ (略)

二 前項の国会議員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に百分の四十五(特定管理職員にあつては、百分の五十五)を乗じて得た額の総額

③・④ (略)

第七条の五 (略)

② 指定職給料表の適用を受ける国会議員には、扶養手当、給料の特別調整額、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び住居手当を支給しない。

③ 管理監督職員には、超過勤務手当、休日給及び夜勤手当を支給しない。

④ 定年前再任用短時間勤務職員には、扶養手当、初任給調整手当及び住居手当を支給しない。

第十五条 非常勤の国会議員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)については、勤務一日につき三万四千二百円(その額により難い特別

の事情があるものとして両議院の議長が協議して定める場合には、十万円)を超えない範囲内において、本議長が手当を支給することができる。ただし、長期にわたり雇用される者については、雇用の条件を勘案し、手当を月額で定めることができる。

② 前項の非常勤の職員に対しては、同項の手当を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

③ 第一項の非常勤の職員のうち、勤務形態が常勤を要する国会議員に準ずるもの及び勤務形態がこれに至らない者で常勤の国会議員の給与との権衡上必要があると認められるものの給与については、前二項の規定にかかわらず、両議院の議長が協議して定めるところによる。

附 則

1 (略)

2 当分の間、第六条の八の規定にかかわらず、国会議員が負傷(公務上の負傷及び通勤による負傷を除く。)若しくは疾病(公務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。)に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置(両議院の議長が協議して定めるものに限る。)により、当該療養のための病氣休暇又は当該措置の開始の日から起算して九十日(両議院の議長が協議して定める場合には、一年)を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病氣休暇又は当該措置に係る日につき、給料の半額を減ずる。ただし、両議院の議長が協議して定める手当の算定については、当該国会議員の給料の半減前の額をその算定の基礎と

一 前項の国会議員のうち再任用職員以外の国会議員 次に掲げる国会議員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ・ロ (同上)

二 前項の国会議員のうち再任用職員 当該再任用職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ ロに掲げる国会議員以外の国会議員 当該国会議員の勤勉手当基礎額に百分の四十五(特定管理職員にあつては、百分の五十五)を乗じて得た額の総額

③・④ (同上)

第七条の五 (同上)

② 指定職給料表の適用を受ける国会議員には扶養手当、給料の特別調整額、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿日直手当及び住居手当を支給しない。

③ 管理監督職員には超過勤務手当、休日給及び夜勤手当を支給しない。

④ 再任用職員には扶養手当、初任給調整手当及び住居手当を支給しない。

第十五条 非常勤の国会議員(再任用短時間勤務職員を除く。)については、勤務一日につき三万四千二百円(その額により難い特別

の事情があるものとして両議院の議長が協議して定める場合にあっては、十万円)を超えない範囲内において、本議長が手当を支給することができる。ただし、長期にわたり雇用される者については、雇用の条件を勘案し、手当を月額で定めることができる。

② 前項の国会議員に対しては、同項の手当を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

③ 第一項の国会議員のうち、勤務形態が常勤を要する国会議員に準ずるもの及び勤務形態がこれに至らない者で常勤の国会議員の給与との権衡上必要があると認められるものの給与については、前二項の規定にかかわらず、両議院の議長が協議して定めるところによる。

附 則

1 (同上)

2 当分の間、第六条の八の規定にかかわらず、国会議員が負傷(公務上の負傷及び通勤による負傷を除く。)若しくは疾病(公務上の疾病及び通勤による疾病を除く。以下この項において同じ。)に係る療養のため、又は疾病に係る就業禁止の措置(両議院の議長が協議して定めるものに限る。)により、当該療養のための病氣休暇又は当該措置の開始の日から起算して九十日(両議院の議長が協議して定める場合には、一年)を超えて引き続き勤務しないときは、その期間経過後の当該病氣休暇又は当該措置に係る日につき、給料の半額を減ずる。ただし、両議院の議長が協議して定める手当の算定については、当該国会議員の給料の半減前の額をその算定の基礎と

なる給料の額とする。

3 (略)

4 当分の間、国会議員の給料月額額は、当該国会議員が六十歳(次の各号に掲げる国会議員にあつては、当該各号に定める年齢)に達した日後における最初の四月一日、附則第六項において「特定日」という)以後、当該国会議員に適用される給料表の給料月額額のうち、第一条第五項の規定により当該国会議員の属する職務の級並びに同条第六項、第七項、第九項及び第十項の規定により当該国会議員の受ける号に応じた額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。)とする。

一 国会議員法及び国家公務員退職手当法の「一部を改正する法律(令和三年法律第 号)第一条の規定による改正前の法(次号及び次項第三号において「令和五年旧国会議員法」という。)

第十五条の二第二項第二号に掲げる国会議員に相当する国会議員として両議院の議長が協議して定める国会議員 六十三歳

二 令和五年旧国会議員法第十五条の二第二項第三号に掲げる国会議員に相当する国会議員のうち、両議院の議長が協議して定める国会議員 六十歳を超え六十四歳を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める年齢

前項の規定は、次に掲げる国会議員には適用しない。

一 各議院事務局の事務総長、議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事及び常任委員会専門員、各議院法制局の法制局長並びに

国立国会図書館の館長及び専門調査員

二 臨時の職員 法律により任期を定めて任用される国会議員及び非常勤の職員

三 令和五年旧国会議員法第十五条の二第二項第一号に掲げる国会議員に相当する国会議員として両議院の議長が協議して定める国会議員及び同項第三号に掲げる国会議員に相当する国会議員のうち両議院の議長が協議して定める国会議員

四 法第十五条の五第一項又は第二項の規定により法第十五条の二第一項に規定する異動期間(法第十五条の五第一項又は第二項の規定により延長された期間を含む。)を延長された法第十五条の二第二項に規定する管理監督職を占める国会議員

五 法第十五条の六第二項ただし書に規定する国会議員

六 法第十五条の七第二項又は第二項の規定により勤務している国会議員(法第十五条の六第一項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた国会議員を除く。)

七 法第十五条の二第三項に規定する他の職への降任等をされた国会議員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第八項において「異動日」という。)の前日から引き続き同

一の給料表の適用を受ける国会議員のうち、特定日に附則第四項の規定により当該国会議員の受ける給料月額額(以下この項において「特定日給料月額額」という。)が異動日の前日に当該国会議員が受けていた給料月額額に百分の七十を乗じて得た額(当該額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。以下この

基礎となる給料の額とする。

3 (同上)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設) (新設) (新設) (新設)

備考（一） この表は、他の給料表の適用を受けない全ての国会職員に適用する。ただし、第十五条に規定する国会職員を除く。

備考（一） この表は、他の給料表の適用を受けない全ての国会職員に適用する。ただし、第十五条第一項の非常勤の職員を除く。

現 行							改 正 案						
ロ 行政職給料表(二)							ロ 行政職給料表(二)						
職員の区分	職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額	職員の区分	職務の級 号 給	1 級 給料月額	2 級 給料月額	3 級 給料月額	4 級 給料月額	5 級 給料月額
再任用職員以外の職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
再任用職員		193,600	204,700	223,200	244,000	274,700	定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
								193,600	204,700	223,200	244,000	274,700	
備考 (略)							備考 (略)						

現 行								改 正 案							
別表第四 速記職給料表（第一条関係）								別表第四 速記職給料表（第一条関係）							
職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の 職員	(略)	円	円	円	円	円	円	定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	(略)	円	円	円	円	円	円
		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
再任用 職員		182,800	209,800	279,400	309,400	338,500	371,400	定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円			円	円	円	円	円	円
		182,800	209,800	279,400	309,400	338,500	371,400			182,800	209,800	279,400	309,400	338,500	371,400
備考（略）								備考（略）							

現 行								改 正 案							
別表第五 議院警察職給料表（第一条関係）								別表第五 議院警察職給料表（第一条関係）							
職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	職員の 区分	職務 の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額			給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	定年前任用 再任用 臨時 勤務 職員 以外の職員	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	再任用職員	253,200	258,200	285,100	309,800	327,500	354,200		基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額	基準 給料月額
備考 (略)							備考 (略)								

改 正 案		現 行	
(一週間の勤務時間)		(一週間の勤務時間)	
第三条 (略)		第三条 (同上)	
2 国会職員法第四條の二第二項に規定する定年前任用短時間勤務職員(以下、定年前任用短時間勤務職員という)の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、一週間当たり十五時間三十分から三十一時間までの範囲内で、本属長が定める。		2 国会職員法第十五條の四第一項又は第十五條の五第一項の規定により採用された国会職員と同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下、再任用短時間勤務職員という)の勤務時間は、前項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、一週間当たり十五時間三十分から三十一時間までの範囲内で、本属長が定める。	
(週休日及び勤務時間の割振り)		(週休日及び勤務時間の割振り)	
第四条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日)をいう。以下同じ。)とする。ただし、本属長は、定年前任用短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの五日間において、週休日を設定することができる。		第四条 日曜日及び土曜日は、週休日(勤務時間を割り振らない日)をいう。以下同じ。)とする。ただし、本属長は、再任用短時間勤務職員については、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの五日間において、週休日を設定することができる。	
2 本属長は、月曜日から金曜日までの五日間において、一日につき七時間四十五分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、定年前任用短時間勤務職員については、一週間この期間について、一日につき七時間四十五分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。		2 本属長は、月曜日から金曜日までの五日間において、一日につき七時間四十五分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、再任用短時間勤務職員については、一週間この期間について、一日につき七時間四十五分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。	
3・4 (略)		3・4 (同上)	
第五条 (略)		第五条 (同上)	
2 本属長は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、両議院の議長が協議して定めるところにより、四週間この期間につき八日(定年前任用短時間勤務職員にあつては、八日以上)の週休日を受け、及び当該期間につき第三條に規定する勤務時間となるように勤務時間を割り振らなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該機関の特殊の必要により、四週間この期間につき八日(定年前任用短時間勤務職員にあつては、八日以上)の週休日を受け、又は当該期間につき同条に規定する勤務時間となるように勤務時間を割り振ることが困難である国会職員について、両議院の議長が協議して定めるところにより、五十二週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で週休日を受け、及び当該期間につき同条に規定する勤務時間となるように勤務時間を割り振る場合には、この限りでない。		2 本属長は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、両議院の議長が協議して定めるところにより、四週間この期間につき八日(再任用短時間勤務職員にあつては、八日以上)の週休日を受け、及び当該期間につき第三條に規定する勤務時間となるように勤務時間を割り振らなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該機関の特殊の必要により、四週間この期間につき八日(再任用短時間勤務職員にあつては、八日以上)の週休日を受け、又は当該期間につき同条に規定する勤務時間となるように勤務時間を割り振ることが困難である国会職員について、両議院の議長が協議して定めるところにより、五十二週間を超えない期間につき一週間当たり一日以上の割合で週休日を受け、及び当該期間につき同条に規定する勤務時間となるように勤務時間を割り振る場合には、この限りでない。	
(年次休暇)		(年次休暇)	
第十三條 年次休暇は、一の年における休暇とし、その日数は、一の年において、次の各号に掲げる国会職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。		第十三條 (同上)	
一 次号及び第三号に掲げる国会職員以外の国会職員(二十日)定年前任用短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し二十日を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める日数)		一 次号及び第三号に掲げる国会職員以外の国会職員(二十日)再任用短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し二十日を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める日数)	
二・三 (略)		二・三 (同上)	

2・3 (略)	第十九条 非常勤の職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く)の勤務時間及び休暇に関する事項については、第二条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して両議院の議長が協議して定める。
2・3 (同上)	第十九条 非常勤の国会議員(再任用短時間勤務職員を除く)の勤務時間及び休暇に関する事項については、第三条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して両議院の議長が協議して定める。

○ 育児短時間勤務国会議員等についての国会議員の給与等に関する規程等の特例に関する規程(平成十九年五月九日両院議長決定)(附則第五条関係)

改正案	現行
(育児短時間勤務国会議員についての給与規程の特例) 第二条 育児短時間勤務国会議員についての給与規程の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる給与規程の規定(中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。)	(育児短時間勤務国会議員についての給与規程の特例) 第二条 (同上) 第一項 (同上) (同上) (同上) 第二項 (同上) (同上) (同上) 第三項 (同上) (同上) (同上) 第四項 (同上) (同上) (同上) 第五項 (同上) (同上) (同上) 第六項 (同上) (同上) (同上) 第七項 (同上) (同上) (同上) 第八項 (同上) (同上) (同上) 第九項 (同上) (同上) (同上) 第十項 (同上) (同上) (同上) 第十一项 (同上) (同上) (同上) 第十二項 (同上) (同上) (同上) 第十三項 (同上) (同上) (同上) 第十四項 (同上) (同上) (同上) 第十五項 (同上) (同上) (同上) 第十六項 (同上) (同上) (同上) 第十七項 (同上) (同上) (同上) 第十八項 (同上) (同上) (同上) 第十九項 (同上) (同上) (同上) 第二十項 (同上) (同上) (同上) 第二十一項 (同上) (同上) (同上) 第二十二項 (同上) (同上) (同上) 第二十三項 (同上) (同上) (同上) 第二十四項 (同上) (同上) (同上) 第二十五項 (同上) (同上) (同上) 第二十六項 (同上) (同上) (同上) 第二十七項 (同上) (同上) (同上) 第二十八項 (同上) (同上) (同上) 第二十九項 (同上) (同上) (同上) 第三十項 (同上) (同上) (同上) 第三十一項 (同上) (同上) (同上) 第三十二項 (同上) (同上) (同上) 第三十三項 (同上) (同上) (同上) 第三十四項 (同上) (同上) (同上) 第三十五項 (同上) (同上) (同上) 第三十六項 (同上) (同上) (同上) 第三十七項 (同上) (同上) (同上) 第三十八項 (同上) (同上) (同上) 第三十九項 (同上) (同上) (同上) 第四十項 (同上) (同上) (同上) 第四十一項 (同上) (同上) (同上) 第四十二項 (同上) (同上) (同上) 第四十三項 (同上) (同上) (同上) 第四十四項 (同上) (同上) (同上) 第四十五項 (同上) (同上) (同上) 第四十六項 (同上) (同上) (同上) 第四十七項 (同上) (同上) (同上) 第四十八項 (同上) (同上) (同上) 第四十九項 (同上) (同上) (同上) 第五十項 (同上) (同上) (同上) 第五十一項 (同上) (同上) (同上) 第五十二項 (同上) (同上) (同上) 第五十三項 (同上) (同上) (同上) 第五十四項 (同上) (同上) (同上) 第五十五項 (同上) (同上) (同上) 第五十六項 (同上) (同上) (同上) 第五十七項 (同上) (同上) (同上) 第五十八項 (同上) (同上) (同上) 第五十九項 (同上) (同上) (同上) 第六十項 (同上) (同上) (同上) 第六十一項 (同上) (同上) (同上) 第六十二項 (同上) (同上) (同上) 第六十三項 (同上) (同上) (同上) 第六十四項 (同上) (同上) (同上) 第六十五項 (同上) (同上) (同上) 第六十六項 (同上) (同上) (同上) 第六十七項 (同上) (同上) (同上) 第六十八項 (同上) (同上) (同上) 第六十九項 (同上) (同上) (同上) 第七十項 (同上) (同上) (同上) 第七十一項 (同上) (同上) (同上) 第七十二項 (同上) (同上) (同上) 第七十三項 (同上) (同上) (同上) 第七十四項 (同上) (同上) (同上) 第七十五項 (同上) (同上) (同上) 第七十六項 (同上) (同上) (同上) 第七十七項 (同上) (同上) (同上) 第七十八項 (同上) (同上) (同上) 第七十九項 (同上) (同上) (同上) 第八十項 (同上) (同上) (同上) 第八十一項 (同上) (同上) (同上) 第八十二項 (同上) (同上) (同上) 第八十三項 (同上) (同上) (同上) 第八十四項 (同上) (同上) (同上) 第八十五項 (同上) (同上) (同上) 第八十六項 (同上) (同上) (同上) 第八十七項 (同上) (同上) (同上) 第八十八項 (同上) (同上) (同上) 第八十九項 (同上) (同上) (同上) 第九十項 (同上) (同上) (同上) 第九十一項 (同上) (同上) (同上) 第九十二項 (同上) (同上) (同上) 第九十三項 (同上) (同上) (同上) 第九十四項 (同上) (同上) (同上) 第九十五項 (同上) (同上) (同上) 第九十六項 (同上) (同上) (同上) 第九十七項 (同上) (同上) (同上) 第九十八項 (同上) (同上) (同上) 第九十九項 (同上) (同上) (同上) 第一百項 (同上) (同上) (同上)

第四条第一項ただし書及び第二項ただし書、第五、第六、第七、第八、第九、第十、第十一、第十二、第十三、第十四、第十五、第十六、第十七、第十八、第十九、第二十、第二十一、第二十二、第二十三、第二十四、第二十五、第二十六、第二十七、第二十八、第二十九、第三十、第三十一、第三十二、第三十三、第三十四、第三十五、第三十六、第三十七、第三十八、第三十九、第四十、第四十一、第四十二、第四十三、第四十四、第四十五、第四十六、第四十七、第四十八、第四十九、第五十、第五十一、第五十二、第五十三、第五十四、第五十五、第五十六、第五十七、第五十八、第五十九、第六十、第六十一、第六十二、第六十三、第六十四、第六十五、第六十六、第六十七、第六十八、第六十九、第七十、第七十一、第七十二、第七十三、第七十四、第七十五、第七十六、第七十七、第七十八、第七十九、第八十、第八十一、第八十二、第八十三、第八十四、第八十五、第八十六、第八十七、第八十八、第八十九、第九十、第九十一、第九十二、第九十三、第九十四、第九十五、第九十六、第九十七、第九十八、第九十九、第一百項	育児短時間勤務国会議員
再任用短時間勤務職員	育児短時間勤務国会議員

第五条 (任期付短時間勤務国会議員についての給与規程の特例) 用については、次の表の上欄に掲げる給与規程の規定(中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。)	再任用短時間勤務国会議員についての給与規程の特例) 第五条 (同上)
第七条の五第四項 任用短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務国会議員」という。)	再任用短時間勤務国会議員(以下「再任用短時間勤務国会議員」という。)
第十五条 定年前再任用短時間勤務職員	再任用短時間勤務国会議員
第一項 任用短時間勤務職員	再任用短時間勤務国会議員

表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
第四条第一項ただし書及び第二項ただし書	定年前再任用短時間勤務職	任期付短時間勤務国会職員
第五條第二項第十三条第一号並びに第十九条		

附 則

(施行期日)

第一条 この規程は、国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第四十三号）の施行の日から施行する。

（給与規程附則第四項の規定が適用される育児短時間勤務国会職員等に関する読替）

第二条 育児短時間勤務国会職員に対する給与規程附則第四項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「」に、育

児短時間勤務国会職員等についての国会職員の給与等に関する規程等の特例に関する規程（平成十九年五月九日両院議長決定）第三條の規定により読み替えられた勤務時間規程第三條第一項ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を同項本文に規定する勤務時間で除して得た数に乗じて得た額とする」とする。
2 国会職員の育児休業等に関する法律第十八條の規定により育児短時間勤務の例による短時間勤務をしている国会職員が給与規程附則第四項の規定の適用を受ける場合における第四條の規定の適用については、同条中「前三條」とあるのは、「前三條及び附則第三條第一項」とする。

(同上)	(同上)	(同上)
第四條第一項及び第二項、第五條第二項、第十三條第一号並びに第十九條	再任用短時間勤務職員	任期付短時間勤務国会職員

附 則

この規程は、国会職員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第四十三号）の施行の日から施行する。

(新設)

参議院職員等苦情処理規程の一部を改正する規程案

参議院職員等苦情処理規程（昭和二十七年七月三十日議長決定）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十五條の六」を「（昭和二十二年法律第八十五号。以下「法」という。）第十五條の八」に改める。

第二条第一項中「降給され、降任され、休職され、免職され」を「降給（法第十五條の二第三項に規定する他の職への降任等に伴う降給を除く。）、降任（同項に規定する他の職への降任等に該当する降任を除く。）、休職若しくは免職をされ、」に、「又は」を「又は」に改める。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 国会職員の給与等に関する規程（昭和二十二年十月十六日両院議長決定）附則第四項の規定の適用を受ける職員に対する第二条の規定の適用については、同条中「伴う降給」とあるのは、「伴う降給及び国会職員の給与等に関する規程（昭和二十二年十月十六日両院議長決定）附則第四項の規定による降給」とする。

附 則

この規程は、令和五年四月一日から施行する。

○ 参議院職員等苦情処理規程の一部を改正する規程案 新旧対照表
参議院職員等苦情処理規程（昭和二十七年七月三十日議長決定）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第一条 国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号、以下「法」という。）第十五条の八の規定に基づく参議院の事務局及び法制局並びに裁判官弾劾裁判所事務局の職員（以下「職員」という。）の苦情処理に関しては、この規程の定めるところによる。	第一条 国会職員法第十五条の六の規定に基づく参議院の事務局及び法制局並びに裁判官弾劾裁判所事務局の職員（以下「職員」という。）の苦情処理に関しては、この規程の定めるところによる。
第二条 職員がその意に反して降給（法第十五条の二第三項に規定する他の職への降任等に伴う降給を除く。）、降任（同項に規定する他の職への降任等）に該当する降任を除く。）、休職若しくは免職をされ、その他著しく不利益な処分若しくは取扱いを受け、又は懲戒処分を受けた場合には、当該職員は、本属長に対しその事由を記載した説明書の交付を請求することができる。	第二条 職員がその意に反して降給され、降任され、休職され、免職され、その他著しく不利益な処分若しくは取扱いを受け又は懲戒処分を受けた場合には、当該職員は、本属長に対しその事由を記載した説明書の交付を請求することができる。
②（略）	②（略）
附 則 1 この規程は、国会職員法等の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第二百四十六号）施行の日から施行する。	附 則 この規程は、国会職員法等の一部を改正する法律（昭和二十七年法律第二百四十六号）施行の日から施行する。
2 国会職員の給与等に関する規程（昭和二十二年十月十六日両院議長決定）附則第四項の規定の適用を受ける職員に対する第二条の規	2 国会職員の給与等に関する規程（昭和二十二年十月十六日両院議長決定）附則第四項の規定の適用を受ける職員に対する第二条の規

定の適用については、同条中「伴う降給」とあるのは、「伴う降給及び国会職員の給与等に関する規程（昭和二十二年十月十六日両院議長決定）附則第四項の規定による降給」とする。

国立国会図書館職員苦情処理規程の一部を改正する規程案
国立国会図書館職員苦情処理規程（昭和二十七年国立国会図書館規程第四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第十五条の六」を「第十五条の八」に改め、「基づく国立国会図書館職員」の下に「（以下「職員」という。）」を加える。

第二条中「降給され、降任され、休職され、免職され」を「降給（国会職員法第十五条の二第三項に規定する他の職への降任等に伴う降給を除く。）、降任（同項に規定する他の職への降任等に該当する降任を除く。）、休職若しくは免職をされ」に、「取扱」を「取扱い」に改め、「国立国会図書館の」を削る。

附則第二項を次のように改める。

2 国会職員の給与等に関する規程（昭和二十二年十月十六日両院議長決定）附則第四項の規定の適用を受ける職員に対する第二条の規定の適用については、同条中「伴う降給」とあるのは、「伴う降給及び国会職員の給与等に関する規程（昭和二十二年十月十六日両院議長決定）附則第四項の規定による降給」とする。

附 則

この規程は、国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（令和三年法律第 号）の施行の日から施行する。

国立国会図書館職員苦情処理規程の一部改正（新旧対照表）
国立国会図書館職員苦情処理規程（昭和二十七年国立国会図書館規程第四号）

改正案

（国立国会図書館職員の苦情の処理）

第一条 国会議員法（昭和二十二年法律第八十五号）第十五条の八の規定に基づく国立国会図書館職員（以下「職員」という。）の苦情の処理に関しては、この規程の定めるところによる。
（苦情処理のための審査請求）

第二条 その意に反して、降給（国会職員法第十五条の二第三項に規定する他の職への降任等に伴う降給を除く。）、降任（同項に規定する他の職への降任等に該当する降任を除く。）、休職若しくは免職をされ、その他著しく不利な処分若しくは取扱いを受けた若しくは懲戒処分を受けた職員で苦情のある者は、不利な処分若しくは取扱いを受け、又は懲戒処分を受けたことを知った日から三十日以内に、国立国会図書館長に対し、審査請求書をもって審査の請求をすることができる。

附則

2) 国会議員の給与等に関する規程（昭和二十二年十月十六日両院議長決定）附則第四項の規定の適用を受ける職員に対する第二条の規定の適用については、同条中「伴う降給」とあるのは、「伴う降給及び国会議員の給与等に関する規程（昭和二十二年十月十六日両院議長決定）附則第四項の規定による降給」とする。

現行

（国立国会図書館職員の苦情の処理）

第一条 国会議員法（昭和二十二年法律第八十五号）第十五条の六の規定に基づく国立国会図書館職員の苦情の処理に関しては、この規程の定めるところによる。
（苦情処理のための審査請求）

第二条 その意に反して、降給され、降任され、休職され、免職され、その他著しく不利な処分若しくは取扱いを受け、又は懲戒処分を受けた国立国会図書館の職員で苦情のある者は、不利な処分若しくは取扱いを受け、又は懲戒処分を受けたことを知った日から三十日以内に、国立国会図書館長に対し、審査請求書をもって審査の請求をすることができる。

附則

2) この規程は、昭和二十七年一月一日からこの規程施行の日の前日までに、国立国会図書館職員が受けた処分又は取扱いについても適用する。この場合には第二条中「不利な処分若しくは取扱いを受け、又は懲戒処分を受けたことを知った日から三十日以内に」を「この規程施行の日から三十日以内に」と読み替えるものとする。

国会議員の秘書の退職手当支給規程の一部を改正する規程案

国会議員の秘書の退職手当支給規程（昭和三十七年三月三十一日両院議長協議決定）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「附則第二十一項から附則第二十三項まで」を「附則第六項から第八項まで」に改める。

附則第十項から第十二項までを削る。

附則

この規程は、国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第 号）の施行の日から施行する。
ただし、附則第十項から第十二項までを削る改正規定は、令和三年 月 日から施行する。

○ 国会議員の秘書の退職手当支給規程の一部を改正する規程案 新旧対照案文
○ 国会議員の秘書の退職手当支給規程（昭和三十七年三月三十一日両院議長協議決定）（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

附則

1～4（略）

5 退職手当法の適用を受ける国家公務員に退職手当法附則第六項から第八項までの規定が適用される間は、秘書が退職した場合におけるその者に対する退職手当（第七条又は第八条の二の規定の適用を受ける者に対する退職手当を除く。）の額については、退職手当法第三条から第五条までの規定の例によらず、退職手当法附則第六項から第八項及び国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十二号）附則第四項の規定の例による。

6～9（略）

（削る）

附則

1～4（略）

5 退職手当法の適用を受ける国家公務員に退職手当法附則第二十一項から附則第二十三項までの規定が適用される間は、秘書が退職した場合におけるその者に対する退職手当（第七条又は第八条の二の規定の適用を受ける者に対する退職手当を除く。）の額については、退職手当法第三条から第五条までの規定の例によらず、退職手当法附則第二十一項から附則第二十三項及び国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十二号）附則第四項の規定の例による。

10 平成二十七年四月一日（以下「基準日」という。）前に秘書であつた者が引き続き在職し、基準日以後に退職した場合において、その者に対する退職手当の額が、当該秘書が基準日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの在職期間及び同日における給料月額（同日に退職したとしたらば第五条の二又は第十一条第四項の規定の適用がある場合には、これらの規定を適用した後の給料月額とする。以下同じ。）を基礎として計算した退職手当の額より少ないときは、当該額をその者に対する退職手当の額とする。

11 前項の規定の適用に当たっては、基準日前から引き続き秘書

	である者であつて次の各号のいずれかに該当するものについては、先の秘書としての在職期間の始期から後の秘書としての在職期間の終期までの期間は、秘書として引き続き在職したものとみなす。 一 任期満了又は衆議院の解散による国会議員の退職により秘書を退職し、当該任期満了又は解散の日から起算して四十日以内に再び秘書となつた者 二 秘書を退職し、引き続き秘書参事等となり、当該秘書参事等を退職し、引き続き再び秘書となつた者 三 秘書を退職し、引き続き秘書参事等となり、その在職中に任期満了又は衆議院の解散による議長又は副議長である国会議員の退職があつた場合において秘書参事を退職し、当該任期満了又は解散の日から起算して四十日以内に再び秘書となつた者 12 附則第十項の規定の適用に当たつては、基準日前に秘書を退職し、基準日以後に再び秘書となつた者であつて前項各号のいずれかに該当するものについては、先の秘書としての在職期間の始期から後の秘書としての在職期間の終期までの期間は、秘書として引き続き在職したものとみなす。この場合において、附則第十項中「同日における給料月額」とあるのは、「秘書として引き続き在職していたものとみなした場合に同日において秘書として受けるべき給料月額」とする。
--	---

倉林 明子君(共) 一〇分
(緊急上程予定)

国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

国際経済・外交に関する調査の中間報告

報 告 国際経済・外交に関する調査会長 鶴保 庸介君

国民生活・経済に関する調査の中間報告

報 告 国民生活・経済に関する調査会長 芝 博一君

原子力等エネルギー・資源に関する調査の中間報告

報 告 資源エネルギーに関する調査会長 宮沢 洋一君

六月三日本委員会に左の案件が付託された。

一、国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案(衆)

六月四日(金)の議事予定	を求めるの件(衆議院送付)
日程第一 重要施設周辺及び国境離島等における土地等の利用状況の調査及び利用の規制等に関する法律案(趣旨説明)	日程第四 国際航路標識機関条約の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)
趣旨説明 小此木国務大臣	日程第五 自然災害義援金に係る差押禁止等に関する法律案(衆議院提出)
質 疑 和田 政宗君(自) 一〇分	日程第六 国家公務員法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
木戸口英司君(立) 一五分	日程第七 航空法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
三浦 信祐君(公) 一〇分	日程第八 プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
柴田 巧君(維) 一〇分	日程第九 地方公務員法の一部を改正する法律案(第二百一回国会内閣提出、第二百四回国会衆議院送付)
大塚 耕平君(民) 一〇分	日程第一〇 全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
田村 智子君(共) 一〇分	討 論 打越さく良君(立) 一〇分
日程第二 原子力の平和の利用における協力のための日本国政府とグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国政府との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(衆議院送付)	
日程第三 大西洋のまぐろ類の保存のための国際条約を改正する議定書の締結について承認	

国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律案

国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律

(国会職員法の一部改正)

第一条 国会職員法(昭和二十二年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「条件附」を「国会職員であつた者又はこれに準ずる者のうち、両議院の議長が協議して定める者を採用する場合その他両議院の議長が協議して定める場合を除き、条件付」に、「その国会職員が六月を下らない期間」を「国会職員が、その職において六月の期間(六月の期間とすることが適当でない)と認められる国会職員として両議院の議長が協議して定める国会職員にあつては、両議院の議長が協議して定める期間)」に改め、同条第二項中「条件附採用に」を「前項に定めるもののほか、条件付採用に」に、「又は条件附採用期間であつて六月をこえる期間を要するものについては、各本属長がこれを」を「は、両議院の議長が協議して」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第四条の二 各本属長は、年齢六十年に達した日以後にこの法律の規定により退職(各議院事務局の事務総長、議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事及び常任委員会専門員、各議院法制局の法制局長並びに国立国会図書館の館長及び専門調査員並びに臨時の職員、法律により任期を定めて任用される国会

職員及び非常勤の職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条及び第二十八条第二項において「年齢六十年以上退職者」という。)を、両議院の議長が協議して定めるところにより、従前の勤務実績その他の両議院の議長が協議して定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める国会職員の一週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める国会職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この項及び第三項において同じ。)(第二十五条第三項の規定に基づく定めにおいて一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)別表第十一に規定する指定職俸給表に相当する給料表の適用を受ける国会職員が占める職として両議院の議長が協議して定める職)第四項及び第四章において「指定職」という。)を除く。以下この項及び第三項において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢六十年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める国会職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における第十五条の六第一項に規定する定年退職日をいう。次項及び第三項において同じ。)を経過した者であるときは、この限りでない。

前項の規定により採用された国会職員(以下この条及び第二十八条第二項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の任期は、採用の日から定年退職日相当日までとする。

各本属長は、年齢六十年以上退職者のうちその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日を経過していない者以外の者を当該短時間勤務の職に採用することができず、定年前再任用短時間勤務職員のうち当該定年前再任用短時間勤務職員を昇任し、降任し、又は転任しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日を経過していない定年前再任用短時間勤務職員以外の国会職員を当該短時間勤務の職に昇任し、降任し、又は転任することができない。

各本属長は、定年前再任用短時間勤務職員を、指定職又は指定職以外の常時勤務を要する職に昇任し、降任し、又は転任することができない。

第九条第二項中「国会職員は、」の下に「この法律で定める事由又は」を加え、同条第三項中「ときは、」の下に「第十五条の二第三項に規定する他の職への降任等に伴う降給をする場合その他」を加える。

第十五条の六中「降給され、降任され、休職され、免職され」を「降給(他の職への降任等に伴う降給を除く。)、降任(他の職への降任等に該当する降任を除く。)、休職若しくは免職をされ」に改め、同

条を第十五条の八とする。

第十五条の四及び第十五条の五を削る。

第十五条の三第一項中「その国会議員の職務の特殊性又はその国会議員の職務の遂行上の特別の事情からみてその退職により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる十分な理由がある」を「次に掲げる事由があると認める」に、「その国会議員に」を「当該国会議員に」に、「その国会議員を当該」を「当該国会議員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続き」を「引き続き」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、第十五条の五第一項から第四項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長した国会議員であつて、定年退職日において管理監督職を占めている国会議員については、同条第一項又は第二項の規定により当該定年退職日まで当該異動期間を延長した場合に限るものとし、当該期限は、当該国会議員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができない。

一 前条第一項の規定により退職すべきこととなる国会議員の職務の遂行上の特別の事情を勘案して、当該国会議員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として両議院の議長が協議して定める事由

二 前条第一項の規定により退職すべきこととなる国会議員の職務の特殊性を勘案して、当該国会議員の退職により、当該国会議員が占める職の欠員の補充が困難となることにより公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として両議院の議長が協議して定める事由

第十五条の三第二項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存すると認められる十分な理由があるときは、」を「あると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して」に改め、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の下に、「（同項ただし書に規定する国会議員にあつては、当該国会議員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）」を加え、同条に次の一項を加える。

前二項に定めるもののほか、これらの規定による勤務に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

第十五条の三を第十五条の七とする。

第十五条の二第二項中「以下」を「次条第一項及び第二項ただし書において」に改め、同条第二項を次のように改める。

前項の定年は、年齢六十五年とする。ただし、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより定年を年齢六十五年とすることが著しく不相当と認められる職を占める国会議員として両議院の議長が協議して定める国会議員の定年は、六十五年を超え七十年を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める年齢とする。

第十五条の二第三項中「については、」を「及び非常勤の職員には」に改め、同条を第十五条の六とする。

第十五条の次に次の四条を加える。

第十五条の二 各本属長は、管理監督職（指定職その他管理又は監督の地位にある国会議員が占める職のうち両議院の議長が協議して定める職（これらの職のうち、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることによりこの条の規定を適用することが著しく不相当と認められる職として両議院の議長が協議して定める職を除く。）をいう。以下この章において同じ。）を占める国会議員でその占める管理監督職に係る管理監督職務上限年齢に達している国会議員について、異動期間（当該管理監督職務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の四月一日までの間をいう。以下この章において同じ。）（第十五条の五第一項から第四項までの規定により延長された期間を含む。以下この項において同じ。）に、管理監督職以外の職又は管理監督職務上限年齢が当該国会議員の年齢を超える管理監督職（以下この項及び第三項においてこれらの職を「他の職」という。）への降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）をすることもとする。ただし、異動期間に、この法律の他の規定により当該国会議員について他の職への昇任、降任若しくは転任をした場合若しくは他の法律の規定により他の職に任用した場合又は第十五条の七第一項の規定により当該国会議員を管理監督職を占めたまま引き続き勤務させることとした場合は、この限りでない。

前項の管理監督職務上限年齢は、年齢六十年とする。ただし、次の各号に掲げる管理監督職を占める国会議員の管理監督職務上限年齢は、当該各号に定める年齢とする。

一 各議院事務局の事務次長、各議院法制局の法制次長及び国立国会図書館の副館長並びにこれらに準ずる管理監督職のうち両議院の議長が協議して定める管理監督職 年齢六十二年

二 前号に掲げる管理監督職のほか、その職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難である

ことにより管理監督職務上限年齢を年齢六十年とすることが著しく不適当と認められる管理監督職として両議院の議長が協議して定める管理監督職 六十年を超え六十四年を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める年齢

第一項本文の規定による他の職への降任又は転任(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たつて各本属長が遵守すべき基準に関する事項その他の他の職への降任等に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

第十五条の三 各本属長は、採用し、昇任し、降任し、又は転任しようとする管理監督職に係る管理監督職務上限年齢に達している者を、その者が当該管理監督職を占めているものとした場合における異動期間の末日の翌日(他の職への降任等をされた国会職員にあつては、当該他の職への降任等をされた日)以後、当該管理監督職に採用し、昇任し、降任し、又は転任することができない。

第十五条の四 前二条の規定は、法律により任期を定めて任用される国会職員には適用しない。

第十五条の五 各本属長は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める国会職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該国会職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内(当該期間内に次条第一項に規定する定年退職日(以下この項及び次項において「定年退職日」という。))がある国会職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内、第三項において同じ。)で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める国会職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

一 当該国会職員の職務の遂行上の特別の事情を勘案して、当該国会職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として両議院の議長が協議して定める事由

二 当該国会職員の職務の特殊性を勘案して、当該国会職員の他の職への降任等により、当該管理監督職の欠員の補充が困難となることにより公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として両議院の議長が協議して定める事由

各本属長は、前項又はこの項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。))が延長された管理監督職を占める国会職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内(当該期間内に定年退職日がある国会職員にあつては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。

第四項において同じ。)で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該国会職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して三年を超えることができない。

各本属長は、第一項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群(職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職(指定職を除く。以下この項及び次項において同じ。))であつて、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として両議院の議長が協議して定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。)に属する管理監督職を占める国会職員について、当該国会職員の他の職への降任等により、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の欠員の補充が困難となることにより公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として両議院の議長が協議して定める事由があると認めるときは、当該国会職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている国会職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該国会職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

各本属長は、第一項若しくは第二項の規定により異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。))が延長された管理監督職を占める国会職員について前項に規定する事由があると認めるとき(第二項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。))又は前項若しくはこの項の規定により異動期間(前三項又はこの項の規定により延長された期間を含む。))が延長された管理監督職を占める国会職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して一年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

前各項に定めるもののほか、これらの規定による異動期間(これらの規定により延長された期間を含む。))の延長及び当該延長に係る国会職員の降任又は転任に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

第十六条中「本章」を「この章」に、「法制局長、」を「法制局長並びに」に、「並びに条件付採用期間中の職員、非常勤の職員(短時間勤務の職を占める国会職員を除く。))及び臨時の職員については、こ

れを」を「には」に改め、同条に次の三項を加える。

この章の規定（第十条の規定を除く。）は、臨時の職員の分限には適用しない。

第九条、第十一条から第十五条まで及び前条の規定は、条件付採用期間中の職員の分限には適用しない。

臨時の職員及び条件付採用期間中の職員の分限については、両議院の議長が協議して必要な事項を定めることができる。

第二十八条第二項中「以下」の下に「この項において」を加え、「国会職員が、第十五条の四第一項又は第十五条の五第一項の規定により採用された場合において、定年退職者等」を「定年前再任用短時間勤務職員が、年齢六十一年以上退職者」に、「含む。」のうち前項」を「含む。」のうち同項」に、「第十五条の四第一項若しくは第十五条の五第一項」を「第四条の二第一項」に、「国会職員として在職していた」を「定年前再任用短時間勤務職員として在職していた」に改める。

附則第一項に項番号を付し、附則第二項及び第三項を次のように改める。

2 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における第十五条の六第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「六十五年」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句と、同項ただし書中「七十年」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十一年	六十六年
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十二年	六十七年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十三年	六十八年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十四年	六十九年

3 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（令和三年法律第 号。以下「令和三年国会職員法等改正法」という。）

第一条の規定による改正前の第十五条の二第二項第一号に掲げる国会職員に相当する国会職員として両議院の議長が協議して定める国会職員に対する第十五条の六第二項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同条第二項ただし書中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一 六十五年を超え七十年を超えない 年齢六十六年

日まで	範囲内で両議院の議長が協議して定める年齢	
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	七十年	六十七年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	七十年	六十八年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	七十年	六十九年

附則に次の五項を加える。

4 令和五年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における令和三年国会職員法等改正法第一条の規定による改正前の第十五条の二第二項第二号に掲げる国会職員に相当する国会職員として両議院の議長が協議して定める国会職員に対する第十五条の六第二項の規定の適用については、附則第二項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同条第二項中「六十五年」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句と、同項ただし書中「七十年」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和五年四月一日から令和七年三月三十一日まで	六十三年	六十六年
令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	六十三年	六十七年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	六十三年	六十八年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	六十四年	六十九年

5 令和五年四月一日から令和七年三月三十一日までの間における令和三年国会職員法等改正法第一条の規定による改正前の第十五条の二第二項第三号に掲げる国会職員に相当する国会職員として両議院の議長が協議して定める国会職員に対する第十五条の六第二項の規定の適用については、附則第二項の規定にかかわらず、同条第二項中「年齢六十五年」とあるのは「六十年を超え六十五年を超えない範囲内」で両議院の議長が協議して定める年齢」と、同項ただし書中「六十五年を超え七十年を超えない範囲内」で両議院の議長が協議して定める年齢」とあるのは「年齢六十六年」とする。

6 令和七年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間における前項に規定する国会職員に対する第

十五条の六第二項の規定の適用については、附則第二項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、同条第二項中「年齢六十五年」とあるのはそれぞれ同表の中欄に掲げる字句と、同項ただし書中「七十年」とあるのはそれぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

令和七年四月一日から令和九年三月三十一日まで	、六十一年を超え六十五年を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める年齢	六十七年
令和九年四月一日から令和十一年三月三十一日まで	、六十二年を超え六十五年を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める年齢	六十八年
令和十一年四月一日から令和十三年三月三十一日まで	、六十三年を超え六十五年を超えない範囲内で両議院の議長が協議して定める年齢	六十九年

7 各本属長は、当分の間、国会職員（各議院事務局の事務総長、議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事及び常任委員会専門員、各議院法制局の法制局長並びに国立国会図書館の館長及び専門調査員並びに臨時の職員、法律により任期を定めて任用される国会職員及び非常勤の職員並びに令和三年国会職員法等改正法第一条の規定による改正前の第十五条の二第二項第一号に掲げる国会職員に相当する国会職員として両議院の議長が協議して定める国会職員及び同項第三号に掲げる国会職員に相当する国会職員のうち両議院の議長が協議して定める国会職員その他両議院の議長が協議して定める国会職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢六十年（同条第二項第二号に掲げる国会職員に相当する国会職員として両議院の議長が協議して定める国会職員にあつては同号に定める年齢とし、同項第三号に掲げる国会職員に相当する国会職員のうち両議院の議長が協議して定める国会職員にあつては同号に定める年齢とする。以下この項において同じ。）に達する日の属する年度の前年度（当該前年度に国会職員でなかった者その他の当該前年度においてこの項の規定による情報の提供及び意思の確認を行うことができない国会職員として両議院の議長が協議して定める国会職員にあつては、両議院の議長が協議して定める期間）において、当該国会職員に対し、両議院の議長が協議して定めるところにより、当該国会職員が年齢六十年に達する日以後に適用される任用、給与及び退職手当に関する措置の内容その他の必要な情

報を提供するものとする。同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

8 令和三年国会職員法等改正法による定年の引上げに伴う第二十五条第三項の規定に基づく定めにおいて定める給与に関する特例措置により降給をする場合における第九条第二項及び第三項並びに第十五条の八の規定の適用については、第九条第二項中「又は」とあるのは「、第二十五条第三項の規定に基づく定めにおいて定める事由又は」と、同条第三項中「する場合」とあるのは「する場合、国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（令和三年法律第 号）による定年の引上げに伴う第二十五条第三項の規定に基づく定めにおいて定める給与に関する特例措置（第十五条の八において「定年の引上げに伴う給与に関する特例措置」という。）による降給をする場合」と、第十五条の八中「伴う降給」とあるのは「伴う降給及び定年の引上げに伴う給与に関する特例措置による降給」とする。

（国家公務員退職手当法の一部改正）

第二条 国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第二条 第一項中「国会職員法（昭和二十二年法律第八十五号）第十五条の四第一項若しくは第十五条の五第一項又は」を削る。

第三条 第二項中「国会職員法」の下に「（昭和二十二年法律第八十五号）」を加える。

附則第十二項第一号イ中「ハ」を「ニ」に改め、同号ハ中「次号ロ及び附則第十四項第八号」を「次号ハ及び附則第十四項第九号」に改め、同号中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（令和三年法律第 号。附則第十五項において「令和三年国会職員法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の国会職員法（次号ロ及び附則第十四項第七号において「令和五年旧国会職員法」という。）第十五条の二第二項第二号に掲げる国会職員（国会職員法第一条に規定する国会職員をいう。以下この項及び附則第十四項において同じ。）に相当する国会職員として内閣官房令で定める国会職員

附則第十二項第二号中ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 令和五年旧国会職員法第十五条の二第二項第三号に掲げる国会職員に相当する国会職員のうち、内閣官房令で定める国会職員

附則第十四項第七号を次のように改める。

七 令和五年旧国会職員法第十五条の二第二項第一号に掲げる国会職員に相当する国会職員として内閣官房令で定める国会職員及び同項第三号に掲げる国会職員に相当する国会職員のうち内閣官房令で定める国会職員

附則第十四項中第十一号を第十二号とし、第八号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次の一の号を加える。

八 国会職員法第十五条の六第二項ただし書に規定する国会職員

附則第十五項中「規定」の下に、「令和三年国会職員法等改正法による定年の引上げに伴う給与に関する特例措置」を加える。

附則第十六項中「該当する職員」の下に、「国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（令和三年法律第 号）第一条の規定による改正前の国会職員法第十五条の二第二項本文の適用を受けていた者であつて附則第十四項第八号に掲げる国会職員に該当する国会職員」を加え、「附則第十四項第九号」を「附則第十四項第十号」に、「及び同項第八号」を「同項第七号に掲げる国会職員及び同項第九号」に、「同項第十一号」を「同項第十二号」に改める。

附 則

（施行期日）

第 一 条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次条及び附則第八条の規定は、公布の日から施行する。

（実施のための準備等）

第 二 条 第一条の規定による改正後の国会職員法（以下「新国会職員法」という。）の規定による国会職員（国会職員法第一条に規定する国会職員（各議院事務局の事務総長、議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事及び常任委員会専門員、各議院法制局の法制局長並びに国立国会図書館の館長及び専門調査員を除く。）をいう。以下同じ。）の任用、分限その他の人事行政に関する制度の円滑な実施を確保するため、各本属長は、長期的な人事管理の計画的推進その他必要な準備を行うものとする。

2 各本属長は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間に、施行日から令和六年三月三十一日までの間に年齢六十年に達する国会職員（当該国会職員が占める職に係る第一条の規定による改正前の国会職員法（以下「旧国会職員法」という。）第十五条の二第二項に規定する定年が年齢六十

年である国会職員に限る。）に対し、新国会職員法附則第七項の規定の例により、当該国会職員が年齢六十年に達する日以後に適用される任用、給与及び退職手当に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

（経過措置）

第 三 条 新国会職員法第四条の二の規定は、施行日以後に退職をした同条第一項に規定する年齢六十以上退職者（次項において「年齢六十以上退職者」という。）について適用する。

2 各本属長は、基準日（令和七年四月一日、令和九年四月一日、令和十一年四月一日及び令和十三年四月一日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新国会職員法定年相当年齢（新国会職員法第四条の二第一項に規定する短時間勤務の職であつて同項に規定する指定職（次条第一項及び附則第六条第三項において「指定職」という。）以外のもの（附則第六条第二項を除き、以下この項及び附則第五条から第七条までにおいて「短時間勤務の職」という。）を占める国会職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新国会職員法第十五条の六第二項に規定する定年をいう。以下この項及び附則第五条第二項において同じ。）が基準日の前日における新国会職員法定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新国会職員法定年相当年齢が新国会職員法第十五条の六第二項本文に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職その他の両議院の議長が協議して定める短時間勤務の職（以下この項において「新国会職員法原則定年相当年齢引上げ短時間勤務」という。）に、基準日の前日までに年齢六十年以上退職者となった者（基準日前から新国会職員法第十五条の七第一項又は第二項の規定により勤務した後基準日以後に退職をした者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新国会職員法原則定年相当年齢引上げ短時間勤務に係る新国会職員法定年相当年齢に達している者（当該両議院の議長が協議して定める短時間勤務の職にあつては、両議院の議長が協議して定める者）を、新国会職員法第四条の二第一項の規定により採用することができず、新国会職員法原則定年相当年齢引上げ短時間勤務に、同条第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）のうち基準日の前日において同日における当該新国会職員法原則定年相当年齢引上げ短時間勤務に係る新国会職員法定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員（当該両議院の議長が協議して定める短時間勤務の職にあつては、両議院の議長が協議して定め

る定年前再任用短時間勤務職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

- 3 平成十一年十月一日前に新国会職員法第二十八条第二項前段に規定する退職又は先の退職がある定年前再任用短時間勤務職員について、同項後段の規定を適用する場合には、同項後段に規定する引き続き国会職員としての在職期間には、同日前の当該退職又は先の退職の前の国会職員としての在職期間を含まないものとする。

- 4 暫定再任用職員（次条第一項若しくは第二項又は附則第五条第一項若しくは第二項の規定により採用された国会職員をいう。附則第六条及び第七条において同じ。）として在職していた期間がある定年前再任用短時間勤務職員に対する新国会職員法第二十八条第二項後段の規定の適用については、同項後段中「又は」とあるのは、「又は国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（令和三年法律第

号）附則第四条第一項若しくは第二項若しくは第五条第一項若しくは第二項の規定によりかつて採用されて同法附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員として在職していた期間若しくは」とする。

- 5 施行日前に旧国会職員法第十五条の三第一項又は第二項の規定により勤務することとされ、かつ、旧国会職員法勤務延長期限（同条第一項の期限又は同条第二項の規定により延長された期限をいう。以下この項及び次項において同じ。）が施行日以後に到来する国会職員（次項において「旧国会職員法勤務延長職員」という。）に係る当該旧国会職員法勤務延長期限までの間における同条第一項又は第二項の規定による勤務については、新国会職員法第十五条の七の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 6 各本属長は、旧国会職員法勤務延長職員について、旧国会職員法勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、新国会職員法第十五条の七第一項各号に掲げる事由があると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧国会職員法勤務延長職員に係る旧国会職員法第十五条の二第一項に規定する定年退職日の翌日から起算して三年を超えることができない。

- 7 新国会職員法第十五条の二第一項の規定は、施行日において第五項の規定により同条第一項に規定する管理監督職を占めたまま引き続き勤務している国会職員には適用しない。

- 8 各本属長は、基準日（施行日、令和七年四月一日、令和九年四月一日、令和十一年四月一日及び令和十三年四月一日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新国会職員法定年（新国会職員法第十五条の六第二項に規定する定年をいう。以下この項及び次条

第二項において同じ。）が基準日の前日における新国会職員法定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧国会職員法第十五条の二第二項に規定する定年）を超える職（基準日における新国会職員法定年が新国会職員法第十五条の六第二項本文に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の両議院の議長が協議して定める職に、基準日から基準日の翌年の三月三十一日までの間に新国会職員法第十五条の七第一項若しくは第二項の規定又は第五項若しくは第六項の規定により勤務している国会職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新国会職員法定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧国会職員法第十五条の二第二項に規定する定年）に達している国会職員（当該両議院の議長が協議して定める職にあつては、両議院の議長が協議して定める国会職員）を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

- 9 第五項から前項までに定めるもののほか、第五項又は第六項の規定による勤務に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

第四条 各本属長は、次に掲げる者のうち、年齢六十五年に達する日以後における最初の三月三十一日（以下この条及び次条において「年齢六十五年に到達年度の末日」という。）までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職（指定職を除く。以下この項及び次項並びに附則第六条第四項において同じ。）に係る旧国会職員法第十五条の二第二項に規定する定年（施行日以後に設置された職その他の両議院の議長が協議して定める職にあつては、両議院の議長が協議して定める年齢）に達している者を、両議院の議長が協議して定めるところにより、従前の勤務実績その他の両議院の議長が協議して定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

一 施行日前に旧国会職員法第十五条の二第一項の規定により退職した者

二 旧国会職員法第十五条の三第一項若しくは第二項又は前条第五項若しくは第六項の規定により勤務した後退職した者

三 施行日前に旧国会職員法の規定により退職した者（前二号に掲げる者を除く。）のうち、勤続期間その他の事情を考慮して前二号に掲げる者として両議院の議長が協議して定める者

2 令和十四年三月三十一日までの間、各本属長は、次に掲げる者のうち、年齢六十五年に到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新国会職員法定年に達し

ている者を、両議院の議長が協議して定めるところにより、従前の勤務実績その他の両議院の議長が協議して定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

一 施行日以後に新国会職員法第十五条の六第一項の規定により退職した者

二 施行日以後に新国会職員法第十五条の七第一項又は第二項の規定により勤務した後退職した者

三 施行日以後に新国会職員法第四条の二第一項の規定により採用された者のうち、同条第二項に規定する任期が満了したことにより退職した者

四 施行日以後に新国会職員法の規定により退職した者（前三号に掲げる者を除く。）のうち、勤続期間その他の事情を考慮して前三号に掲げる者として両議院の議長が協議して定める者

3 前二項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、両議院の議長が協議して定めるところにより、一年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前二項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の年齢六十五年に到達年度の末日以前でなければならない。

第五条 各本属長は、新国会職員法第四条の二第三項の規定にかかわらず、前条第一項各号に掲げる者のうち、年齢六十五年に到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧国会職員法定年相当年齢（短時間勤務の職を占める国会職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧国会職員法第十五条の二第二項に規定する定年（施行日以後に設置された職その他の両議院の議長が協議して定める職にあつては、両議院の議長が協議して定める年齢）をいう。）に達している者を、両議院の議長が協議して定めるところにより、従前の勤務実績その他の両議院の議長が協議して定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和十四年三月三十一日までの間、各本属長は、新国会職員法第四条の二第三項の規定にかかわらず、前条第二項各号に掲げる者のうち、年齢六十五年に到達年度の末日までの間にある者であつて、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新国会職員法定年相当年齢に達している者（新国会職員法第四条の二第一項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、両議院の議長が協議して定めるところにより、従前の勤務実績その他の両議院の議長が協議して定める情報に基づく選考により、一年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前二項の規定により採用された国会職員の任期については、前条第三項の規定を準用する。

第六条 施行日前に旧国会職員法第十五条の四第一項又は第十五条の五第一項の規定により採用された国会職員（以下この項及び次項において「旧国会職員法再任用職員」という。）のうち、この法律の施行の際現に常時勤務を要する職を占める国会職員は、施行日に、附則第四条第一項の規定により採用されたものとみなす。この場合において、当該採用されたものとみなされる国会職員の任期は、同項の規定にかかわらず、施行日における旧国会職員法再任用職員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

2 旧国会職員法再任用職員のうち、この法律の施行の際現に旧国会職員法第十五条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める国会職員は、施行日に、前条第一項の規定により採用されたものとみなす。この場合において、当該採用されたものとみなされる国会職員の任期は、同項の規定にかかわらず、施行日における旧国会職員法再任用職員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 各本属長は、暫定再任用職員を指定職に昇任し、又は転任することができない。

4 各本属長は、附則第四条第一項又は前条第一項の規定により採用した国会職員のうち当該国会職員を昇任し、降任し、又は転任しようとする常時勤務を要する職に係る旧国会職員法第十五条の二第二項に規定する定年（施行日以後に設置された職その他の両議院の議長が協議して定める職にあつては、両議院の議長が協議して定める年齢）に達した国会職員以外の国会職員及び附則第四条第二項又は前条第二項の規定により採用した国会職員のうち当該国会職員を昇任し、降任し、又は転任しようとする常時勤務を要する職に係る新国会職員法第十五条の六第二項に規定する定年に達した国会職員以外の国会職員を、当該常時勤務を要する職に昇任し、降任し、又は転任することができない。

5 前二条の規定が適用される場合における新国会職員法第四条の二第三項の規定の適用については、同項中「経過していない定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「経過していない定年前再任用短時間勤務職員、国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（令和三年法律第 号。以下この項において「令和三年国会職員法等改正法」という。）附則第四条第一項又は第五条第一項の規定により採用した国会職員のうち当該国会職員を昇任し、降任し、又は転任しようとする短時間勤務の職に係る旧国会職員法定年相当年齢（短時間勤務の職を占める国会職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における令和三年国会職員法等改正法第一条の規定による改正前の第十五条の二第二項に規定する定年（令和三年国会職員法等改正法の施行の日以後に設

置された職その他の両議院の議長が協議して定める職にあつては、両議院の議長が協議して定める年齢をいう。）に達している国会職員及び令和三年国会職員法等改正法附則第四条第二項又は第五条第二項の規定により採用した国会職員のうち当該国会職員を昇任し、降任し、又は転任しようとする短時間勤務の職に係る新国会職員法定年相当年齢（短時間勤務の職を占める国会職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における第十五条の六第二項に規定する定年をいう。）に達している国会職員」とする。

6 各本属長は、基準日（前二条の規定が適用される間における各年の四月一日（施行日を除く。）をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の三月三十一日までの間、基準日における新国会職員法定年（新国会職員法第十五条の六第二項に規定する定年（短時間勤務の職にあつては、当該短時間勤務の職を占める国会職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における第十五条の六第二項に規定する定年をいう。）をいう。以下この項において同じ。）が基準日の前日における新国会職員法定年を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職その他の両議院の議長が協議して定める職（以下この項において「新国会職員法定年引上げ職」という。）に、附則第四条第二項各号に掲げる者のうち基準日の前日において同日における当該新国会職員法定年引上げ職に係る新国会職員法定年に達している者（当該両議院の議長が協議して定める職にあつては、両議院の議長が協議して定める者）を、同項又は前条第二項の規定により採用しようとする場合には、当該者は当該者を採用しようとする新国会職員法定年引上げ職に係る新国会職員法定年に達しているものとみなして、これらの規定を適用し、新国会職員法定年引上げ職に、附則第四条第二項又は前条第二項の規定により採用された国会職員のうち基準日の前日において同日における当該新国会職員法定年引上げ職に係る新国会職員法定年に達している国会職員（当該両議院の議長が協議して定める職にあつては、両議院の議長が協議して定める国会職員）を、昇任し、降任し、又は転任しようとする場合には、当該国会職員は当該国会職員を昇任し、降任し、又は転任しようとする新国会職員法定年引上げ職に係る新国会職員法定年に達しているものとみなして、第四項の規定及び前項の規定により読み替えて適用する新国会職員法第四条の二第三項の規定を適用する。

7 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新国会職員法第二十八条第二項後段の規定を適用する。この場合において、同項後段中「年齢六十年以上退職者」とあるのは「国会職員法及び国

家公務員退職手当法の一部を改正する法律（令和三年法律第 号。以下この項において「令和三年国会職員法等改正法」という。）附則第四条第一項各号若しくは第二項第一号、第二号若しくは第四号に掲げる者となつた日若しくは同項第三号に掲げる者に該当する場合における年齢六十年以上退職者」と、「同項」とあるのは「前項」と、「又は」とあるのは「又は令和三年国会職員法等改正法第一条の規定による改正前の第十五条の四第一項若しくは第十五条の五第一項の規定によりかつて採用されて国会職員として在職していた期間、令和三年国会職員法等改正法附則第四条第一項若しくは第二項若しくは第五条第一項若しくは第二項の規定によりかつて採用されて令和三年国会職員法等改正法附則第三条第四項に規定する暫定再任用職員として在職していた期間若しくは」とする。

8 平成十一年十月一日前に新国会職員法第二十八条第二項前段に規定する退職又は先の退職がある暫定再任用職員について、前項の規定により定年前再任用短時間勤務職員とみなして同条第二項後段の規定を適用する場合には、同項後段に規定する引き続き国会職員としての在職期間には、同日前の当該退職又は先の退職の前の国会職員としての在職期間を含まないものとする。

第七条 暫定再任用職員に対する第二条の規定による改正後の国家公務員退職手当法第二条第一項の規定の適用については、同項中「第四十五条の二第二項」とあるのは、「第四十五条の二第二項又は国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（令和三年法律第 号）附則第四条第一項若しくは第二項若しくは第五条第一項若しくは第二項」とする。

2 短時間勤務の職を占める暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、附則第九条の規定による改正後の国会職員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百八号）第二十条第一項の規定を適用する。

3 前三条及び前二項に定めるもののほか、暫定再任用職員の任用その他暫定再任用職員に関し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

（その他の経過措置の両院議長協議決定への委任）

第八条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、両議院の議長が協議して定める。

（国会職員の育児休業等に関する法律の一部改正）

第九条 国会職員の育児休業等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「第十五条の五第三項」を「第四条の二第三項」に改める。

第二十条第一項中「第十五条の四第一項又は第十五条の五第一項の規定により採用された国会職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を「第四条の二第二項に規定する定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（教育公務員特例法の一部改正）

第十条 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。

附則第八条の表国家公務員退職手当法の項中「該当する職員」の下に「、国会職員法及び国家公務員退職手当法の一部を改正する法律（令和三年法律第 号）第一条の規定による改正前の国会職員法第十五条の二第二項本文の適用を受けていた者であつて附則第十四項第八号に掲げる国会職員に該当する国会職員」を加え、「附則第十四項第九号」を「附則第十四項第十号」に、「及び同項第八号」を「、同項第七号に掲げる国会職員及び同項第九号」に、「同項第十一号」を「同項第十二号」に改める。

（国家公務員法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十一条 国家公務員法等の一部を改正する法律（令和三年法律第 号）の一部を次のように改正する。

附則第七条第八項及び第十二条第六項中「又は自衛隊法」とあるのは「、自衛隊法」と、「第四十五条の二第二項」とあるのは「を「第四十五条の二第一項」とあるのは、」に改める。